

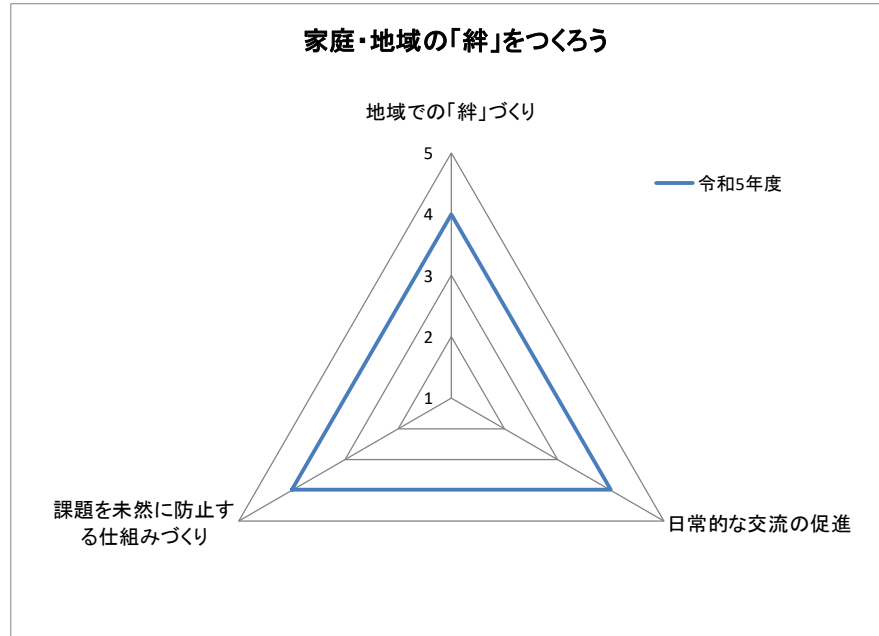
基本目標: 1. 一人ひとりが福祉の心を持ったまち

施策推進目標

1-(1)まず「我が事」の理解からはじめよう

1(1)-① 家庭・地域の「絆」をつくろう

具体的施策	地域での「絆」づくり	日常的な交流の促進	課題を未然に防止する仕組みづくり
総合評価	B	B	B
点数換算	4	4	4



近年の核家族化、少子高齢化にともなう地域のつながりの希薄化に加え、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、地域や学校の行事も制限されたことで交流をはかることができず、困りごとを抱えていても相談できない孤立、まわりも気付かないという状況が生まれてきている。

令和4年度の課題で、これらを解決するためには、行事等を復活させコロナ禍以前の状況へ戻していくことがまず必要であるとしたが、令和5年度は新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したことで、地域や市全体の行事が再開されたところが多かった。

「地域での絆づくり」「日常的な交流の促進」

地域コミュニティ課では、区長公民館長連合会や各まちづくり協議会の活動を通して、各地域における住民の連帯感の醸成を図った。区やまちづくり協議会が主催するイベントにより、世代間交流を行う地域も多く見られた。社会福祉協議会は、民生委員児童委員や福祉推進委員等と連携をはかってきたが、委員の訪問やふれあいいきいきサロン、百歳体操の開催もコロナ禍以前のようにできるようになったところが多い。また日向市三大祭りが再開し、生涯学習課では、青少年指導員の活動も活発となり、児童・生徒に対する巡回指導を行うことができた。

「課題を未然に防止する仕組みづくり」

支援を必要とする高齢者、子どものいる世帯の悩みについては、相談体制を整え、課題を未然に防止していくことが重要である。そのために社会福祉協議会では、相談支援員、就労支援員等が生活上の相談に応じた。地域包括支援センター、民生委員児童委員は高齢者宅を訪問し、実態を把握するよう努めた。こども課では社会福祉士・家庭児童相談員・保健師等の専門職員を配置し、問題を抱えている保護者等に対し、要保護児童対策地域協議会が中心となり、学校や福祉行政と連携しながら対応した。乳児全戸訪問は、家庭の状況を把握する機会として大きなものと考えられる。青少年相談室の相談内容は育児相談や教育相談など多岐にわたるもので、相談の受け皿となっている。

1(1)-② 共に生きる「福祉の心」を育てる福祉教育の推進

具体的施策	地域福祉に関する普及啓発	学校と地域での福祉教育の推進
総合評価	B	A
点数換算	4	5

第4次日向市地域福祉計画 目標値

	令和3年度	令和5年度	令和9年度目標値
福祉教育実施回数	71回	82回	78回

第4次計画を策定するにあたり行った住民アンケートにおいて、地域福祉計画の認知度は低い結果となった。まずは、年代を問わず身近な地域の福祉について考える機会をつくり、地域福祉や地域共生社会に関する意識啓発を図っていくことが課題となっている。

「地域福祉に関する普及啓発」

市の広報、社協の広報で「地域福祉」に対する啓発・広報活動を随時行っている。秘書広報課が担当する「広報ひゅうが」において、区の加入促進の特集、地域共生社会や地域福祉の周知啓発の連載をした。また、社会福祉協議会が発行するフリーペーパー「ぼちぼち」は、いきいき百歳体操に取り組む地域にスポットをあて、活動を情報発信しており、読み取りやすい紙面構成となった。

「学校と地域での福祉教育の推進」

社会福祉協議会では学校教育課等と連携し、美々津小学校、塩見小学校において、「地域を基盤とした福祉教育実践」を年間を通して行った(美々津16回単元数35、塩見14回単元数33、富島高校5回単元数8、東郷学園8回単元数11)。その他の小中学校へは「福祉教育活動の支援」を行っているが、各学校とも特色あるテーマで児童生徒の福祉に係る理解促進に取り組んでいる。総合評価は「A」とされ、昨年度に引き続き、学校現場における福祉教育については充実していると考えられる。

1(1)-③ 進めよう健康づくり

具体的施策	健康なまちづくりの推進	こころの健康の推進
総合評価	B	B
点数換算	4	4

第4次日向市地域福祉計画 目標値

	令和3年度	令和5年度	令和9年度目標値
大腸がん検診受診率	8.1%	7.9%	12.0%
特定健診受診率	33.8%	35.0%	40.0%
ゲートキーパー養成講座実施回数・受講者数	年2回 81人	年7回 137人	年3回 150人以上

各種検(健)診受診率が、国の目標値と比べ低い状況にあることを踏まえ、住民一人ひとりの健康意識の向上を図るため、関係機関と連携し情報発信に努めていく。また「こころの健康」について知識の普及・啓発を図るとともに、地域の見守りが相談窓口につなぐ力となるようゲートキーパーのさらなる養成が必要である。

「健康なまちづくりの推進」

健康増進課では病気の早期発見早期治療のために検(健)診の受診率向上に取り組んでいる。特定健診受診率は34.6%(令和6年5月速報値)で、昨年度の34.1%から0.5%の増である。受診率の向上を図るため、土日の健診、夕方健診、特定健診とがん検診の同時実施など受診しやすい環境づくりに加え、レディース検診や子どもと一緒に受けることができるマザーズ検診など受診体制を整備した。受診勧奨として夜間電話、はがき送付を行った。

5年度は「ラジオ体操講習会」を希望があった2地区と実践し、食生活改善推進員による地区講習会も20回実施できた。

社会福祉協議会においては、介護予防にいいき百歳体操の推進、また東郷まちづくり協議会の「福祉・健康づくり部会」に関わり、健康講話を開催した。

「こころの健康の推進」

「第1期自殺対策行動計画」の終了に伴い、本市の現状や市民アンケート結果等を踏まえ、「第2期計画」(令和6年度～令和10年度)を策定した。また、対象者を変えながらゲートキーパー養成講座を実施し、令和9年度目標値へ近づいている。社会福祉協議会では、生活困窮者自立支援事業において専門相談員を配置し、様々な生活上の相談に応じた。

施策推進目標

1-(2)「お互い様」のつながりをつくろう

1(2)-① ふれあい交流の場の拡大

具体的施策	「ふれあいいいききサロン」と「子育てサロン」の推進	誰でも立ち寄れる「あずまの」場所の創設
総合評価	B	B
点数換算	4	4

第4次日向市地域福祉計画 目標値

	令和3年度	令和5年度	令和9年度目標値
ふれあいいいききサロン	62箇所	63箇所	70箇所

高齢化率の上昇により、高齢者のみの世帯や高齢者の一人暮らしが増え「孤立死防止」のため、地域の交流が必要とされている。また、子育て中の人々が地域とのつながりが希薄である等を理由として、孤独を感じ、結果的に虐待につながるケースも生じている。このような中、高齢者が身近に集まれる場所や、子育て中の保護者が交流できる場所がほしいという意見があり、世代間を超えた交流も求められている。

『ふれあいいいききサロン』と『子育てサロン』の推進」

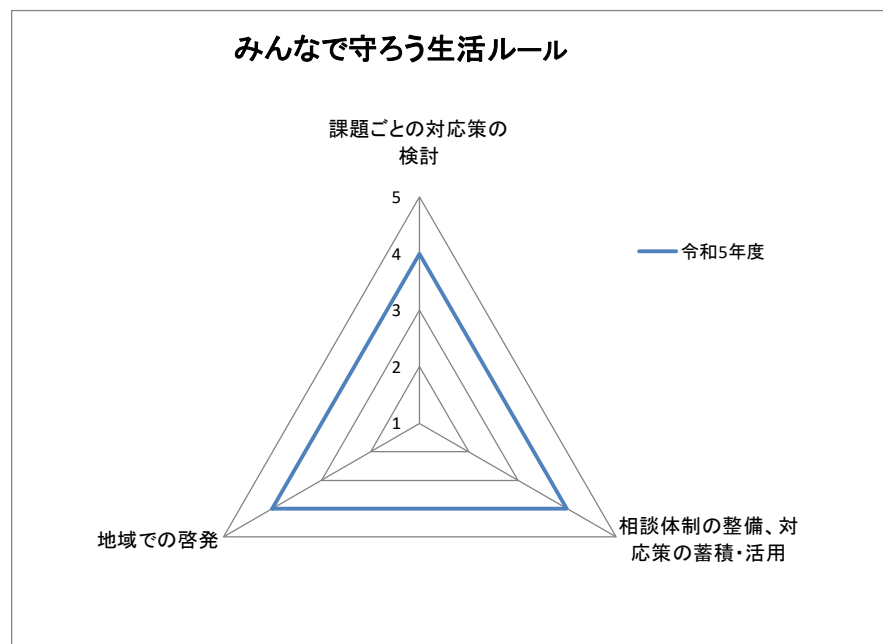
こども課ではこども遊センターへ委託し、子育て中の悩みなど親同士で話す機会として「ノーバディズパーフェクトプログラム」を、妊産婦に対し情報提供や育児相談を行う「子育てサロン」を開催した。また、「家族・親子支援プログラム事業」でこどもとのコミュニケーションやしつけ方を学んだり、子育ての困りごとへ助言を行う機会を提供した。社会福祉協議会では、令和5年度に2箇所のふれあいいいききサロンの立ち上げを支援した。また、集合型サロンへ参加できない独居高齢者に対し、自宅へ訪問しサロンを展開する移動サロンを実施した。

「誰もが立ち寄れる『あずまの』場所の提供」

社会福祉協議会では市内4箇所(会場:大王谷コミュニティセンター、イオン日向、財光寺地域包括支援センター、美々津老人福祉センター)でコミュニティカフェを開催した。また、参加支援の場として「広見区木工のつどい」を実施、地域住民が主体的に運営することができている。

1(2)-② みんなで守ろう生活ルール

具体的施策	課題ごとの対応策の検討	相談体制の整備、対応策の蓄積・活用	地域での啓発
総合評価	B	B	B
点数換算	4	4	4



生活圏域における基本的なマナーが守られていないことで、地域でトラブルとなるケースがある。基本的な生活ルールについて、近隣や地域で丁寧に話し合いながら相互理解を深め、より効果的に解決できるよう行政と地域が一体となり協力・検討することが求められている。

「課題ごとの対応策の検討」

社会福祉協議会では地域課題を我が事として捉えていただけるよう地域座談会を開催し、地域課題について出し合い共有した。区未加入の世帯、気になる世帯について、福祉推進委員（東郷）、民生委員が関係機関につないで対応した。また、地域コミュニティ課では、区長公民館長連合会が開催した経営研修会、公民館振興大会において、地域の事例発表を行い、地域活動への取り組みについて理解を深めた。

「相談体制の整備、対応策の蓄積・活用」

社会福祉協議会で地域の基盤強化・整備をはかるために各地域にコーディネーターを配置し、関係機関と連携を行った。中山間地域では、地域巡回型の相談対応（アウトリーチ）を実践、サロンや百歳体操へも出向き相談に対応した。市民課では、市民相談窓口および日向地区消費生活センターにおいて受けた相談をその後に生かすため、相談事例の共有・検証を行った。

「地域での啓発」

地域コミュニティ課では区長公民館長連合会の運営委員会等での情報共有、また回覧板等を活用して、継続的に市民の生活ルールの意識啓発を図った。環境政策課ではごみの分別について、情報の届きにくい未加入世帯に対して「適正処理ハンドブック」を投函した。また、地区や団体からの要請によって令和5年度は10団体に对し、ごみ分別に関する出前講座を実施した。

1(2)-③ ボランティア活動への参加と推進

具体的施策	講演会、活動発表、事例報告会の開催など住民に対する周知・啓発	ボランティア活動の参加促進と担い手の育成
総合評価	B	B
点数換算	4	4

第4次日向市地域福祉計画 目標値

	令和3年度	令和5年度	令和9年度目標値
ボランティア養成講座	7回	3回	7回
ボランティア団体登録数	43団体	42団体	55団体
市民活動支援センターの利用者数	1,652人	2,162人	3,980人

ボランティアは地域福祉の推進において重要な担い手であるが、高齢化による団体や担い手の減少がみられている。若い世代に地域のボランティア活動に興味を持ってもらうために、活動について広く周知していく必要がある。

「講演会、活動発表、事例報告会の開催など住民に対する周知・啓発」

地域コミュニティ課は、市民に市内の市民活動団体を知ってもらう機会を設け、市民活動の意識醸成をはかることを目的に、実行委員会が中心となって「オール日向祭」を開催した。コロナ禍前の規模に戻り、45団体が参加、入場者は2,100人を超えた。

福祉課は「民生委員・児童委員の日」活動強化週間において、PR活動を行った。民生委員児童委員の高齢化やなり手不足が背景にある中、民生委員・児童委員が地域の中でどのような活動をしているのか少しでも周知できればと毎年行っている活動であり、5年度は規模をコロナ禍前に戻し活動することができた。

社会福祉協議会では、元気な高齢者を活かす仕組みづくりとして生活支援サポーター養成講座を実施。すでに登録されているサポーターのフォローアップも実施するとともにその活動について周知した。

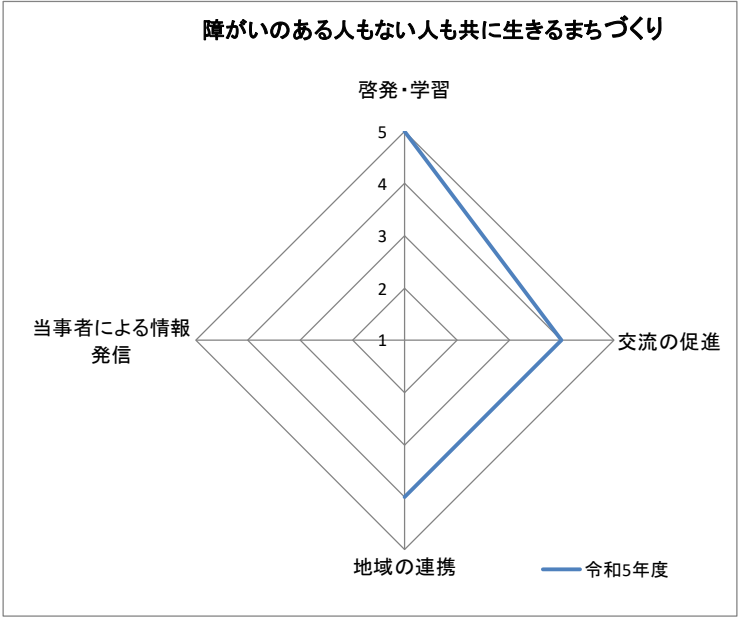
「ボランティア活動の参加促進と担い手の育成」

地域コミュニティ課は市民活動支援センターの周知に努め、登録団体の交流事業や支援センター主催の講座を開催した。

社会福祉協議会では、県下一斉ボランティアの参加、ボランティア活動相談・情報提供を行っている。県下一斉ボランティアの日をはじめ市行事におけるボランティア活動支援、夏休み児童サポートボランティア等、ボランティア活動の担い手の育成を行った。

1(2)-④ 障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり

具体的施策	啓発・学習	交流の促進	地域の連携	当事者による情報発信
総合評価	A	B	B	—
点数換算	5	4	4	



第4次日向市地域福祉計画 目標値

	令和3年度	令和5年度	令和9年度目標値
障がい者センター利用者数	5,676人	10,227人	14,000人
日向市手話奉仕員養成講座の修了者数	コロナ禍による延期	22人	20人

障がいのある人が、身近な地域で共に生きる社会を実現するために、一人ひとりが差別や偏見といった心の障壁を取り除き、障がいや障がいのある人に対する正しい理解、認識を深めていくことが必要である。また、差別解消のための法改正を含む人権擁護と差別解消の取り組みについて、広く啓発していくことが求められる。

「啓発・学習」

福祉課は日向市障害者センターあいとぴあにおいて、障がい者施設等の作品展示、「あいとぴあ生活セミナー」を行い、障がい福祉関連の制度について講座を行った。センター利用者数は年間10,000人を超え、令和9年度目標値に近づきつつある。また、手話・点訳・音訳奉仕員養成講座を、コロナ禍以前の状態で開講することができ、手話奉仕員養成講座修了者は、令和9年度目標値を超えることができた。社会福祉協議会では、障がい者当事者が地域や社会とつながりを得づら課題を聞き取り、地区や市担当課と意見交換を行った。

「交流の促進」

社会福祉協議会では障がいのある人等がイベントへ安心安全に参加できるように、同行援護、ガイドヘルパーの派遣を行っている。学校教育課では、日向ひまわり支援学校が実施する居住地との交流及び共同学習を行った。小学校9校、中学校4校が参加することができた。福祉課では「ふれあいフェスタ」、「市障がい児者スポーツ大会」を開催し、交流の場として多くの参加があった。

「地域の連携」

社会福祉協議会では、区長会、地域座談会等を活用し、地域共生社会の考え方について周知するとともに、防災対策等への取り組みについて地区で協議した。

基本目標1における課題

・高齢者の孤立感の解消や居場所としての「ふれあいいいききサロン」と育児支援となる「子育てサロン」の実施は、個別に行われ、当事者の支援となっている。一方、地域のつながりが希薄となった今日、世代や属性を超えた住民同士が交流できる多様な場や居場所が不足しているのが課題である。

・市では様々なボランティア団体が活動しているが、担い手の高齢化が課題となっている。若い世代に、地域ボランティア活動に興味を持ってもらうことが必要。そのためにも福祉教育を通して、子どものときから地域に目を向けることのできる人材を育成していく。

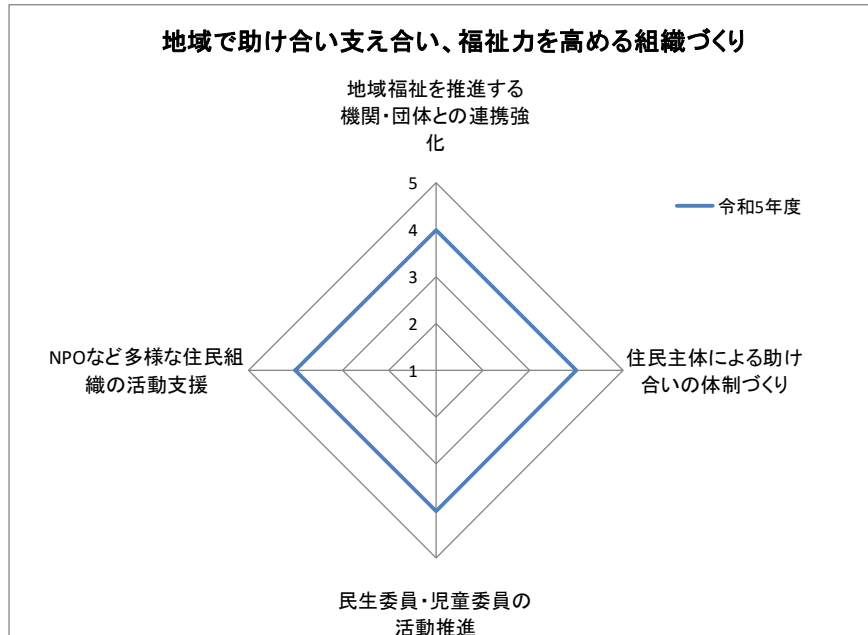
基本目標:2. 助け合い 支え合い いつまでも安全・安心なまち

施策推進目標

2-(1) 助け合いと支え合いの組織づくり

2(1)-① 地域で助け合い支え合い、福祉力を高める組織づくり

具体的施策	地域福祉を推進する機関・団体との連携強化	住民主体による助け合いの体制づくり	民生委員・児童委員の活動推進	NPOなど多様な住民組織の活動支援
総合評価	B	B	B	B
点数換算	4	4	4	4



家庭環境の変化や人間関係の希薄化に伴い、いざ困りごとが生じた時に、身近な人との協力で解決する力が低下していると言われている。このような状況を解消し、地域で活動するさまざまな組織が、これからも自発的・意欲的に活動を展開できるように、担い手不足の解消や組織同士のつながりの関係構築をはかることが必要である。

その中でも助け合いの基盤として自治会(区)の役割は非常に大きく、重ねて民生委員児童委員、そのほか地域での見守り体制の強化が求められている。

「地域福祉を推進する機関・団体との連携強化」

「住民主体による助け合いの体制づくり」

地域コミュニティ課は、各自治会(区)やまちづくり協議会において、児童生徒の登校見守りをおし、こどもたちが安全に生活できる環境をつくっている。特に地域福祉部が設置されているところについては、見守り活動をおした助け合いの意識醸成をはかった。

福祉課では、民生委員・児童委員が地域において見守り活動を行い、支援が必要な人を把握した際には、地域包括支援センター等の関係機関へつなぐ体制をとっている。民生委員・児童委員と区が連携することが地域福祉の推進につながっていくという考えのもと、区長公民館長連合会と民生委員児童委員協議会の役員が、活動の課題について協議を行う機会を設定した。

社会福祉協議会では、特に地域福祉部の設置推進に努めており、すでに地域福祉部がある自治会区長へ働きかけを行ったり、自治会から要望もあり地域福祉部の役割について説明を行った。とくにコロナ禍でできなかった地域座談会を5年度は再開し、大字区ごとに12回実施し、地域課題の把握に努めた。また、地域福祉を推進する団体として、市内4地区のまちづくり協議会の福祉分野と連携しイベント企画の提案や活動と一緒にいった。

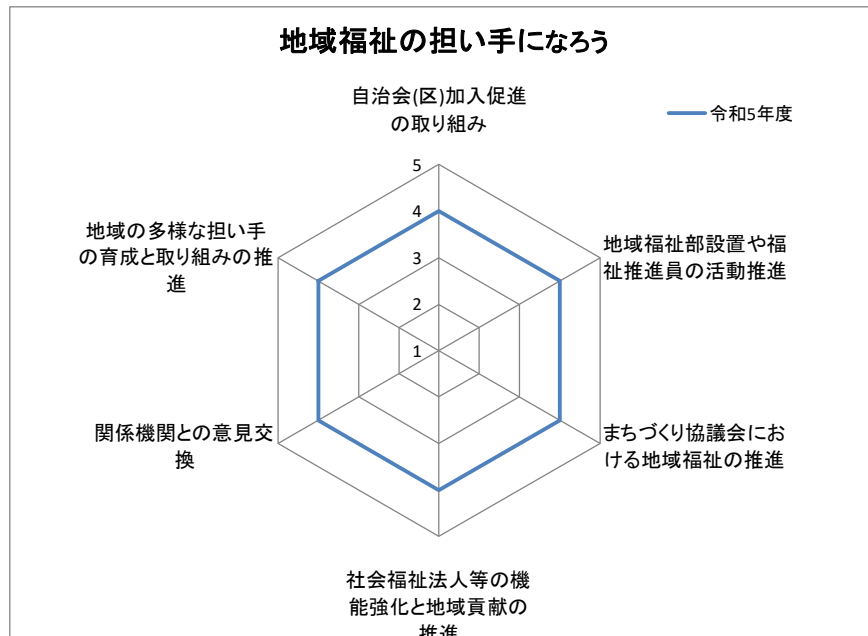
「民生委員・児童委員の活動推進」

福祉課では月例の会長会・各地区会等に市職員が参加し、委員の活動推進また連携をはかった。また、「民生委員児童委員協議会会長会と市職員との意見交換会」を開催し、地区の要望や相談を共有し、課題についての情報交換をすることができた。欠員地区の役員会、班長会に参加し、委員の活動や役割について説明、委員の確保について区へ協力を求めた。

社会福祉協議会においても、各自治会(区)での班長会や役員会等に参加し、委員活動について説明した。欠員地区は、令和5年3月31日で9地区、令和6年3月31日現在7地区と、結果的に2地区減った。

2(1)-② 地域福祉の担い手になろう

具体的施策	自治会(区)加入促進の取り組み	地域福祉部設置や福祉推進員の活動推進	まちづくり協議会における地域福祉の推進	社会福祉法人等の機能強化と地域貢献の推進	関係機関との意見交換	地域の多様な担い手の育成と取り組みの推進
総合評価	B	B	B	B	B	B
点数換算	4	4	4	4	4	4



自治会(区)の加入率減少が大きな課題となっており、さらなる加入促進の取り組みが必要とされている。あわせて、自治会(区)単位に設置され、地域の課題や困り事について話し合ったり住民同士つながりを深めたりする取り組みを行う「地域福祉部」の設置を推進すること、そして「地域福祉部」設置後どのように活動、運営していくのか分かりやすくフォローアップしていくことが求められている。

「自治会(区)加入の取り組み」

地域コミュニティ課では6～7月を「区加入強化月間」と位置づけ、日向市区長公民館長連合会と共に区加入促進に取り組み、各自治会(区)において未加入世帯訪問を実施した(1,686件)。

「地域福祉部設置や福祉推進員の活動推進」

社会福祉協議会では、すでに地域福祉部がある自治会区長へ働きかけを行ったり、要望を受け地域福祉部員の役割を説明した。中山間地域では、各班に配置されている福祉推進員が巡回訪問し、実態把握の早期発見や民生委員児童委員や区役員への情報提供に取り組んだ。

「まちづくり協議会における地域福祉の推進」・

「関係機関との意見交換」

地域コミュニティ課は行政として4地区のまちづくり協議会へ財政、人的支援を行い、4地区の合同会議を行い情報共有をはかった。社会福祉協議会は、4地区のまちづくり協議会それぞれに委員として、協議や行事に積極的に参加し、福祉活動についてのアドバイスを行った。

「地域の多様な担い手の育成と取り組みの推進」

社会福祉協議会は、市内6圏域に生活支援コーディネーターを配置しながら、あわせて生活支援サポーターの養成講座やフォローアップ講座を実施している。その他、スクエアステップサポーター養成、家事支援サポーター、移動支援サポーター等の定例会を実施した。

	令和3年度	令和5年度	令和9年度目標値
自治会(区)加入率	64.4%	62.7%	67.1%
「地域福祉部」を各自治会(区)に設置	45区	47地区	56区
まちづくり協議会の設置数	4地区	4地区	6地区
生活支援サポーター養成講座修了者(累計)	199人	224人	310人

施策推進目標

2-(2)進めよう 理解と共生・協働で安全・安心なまちづくり

2(2)－① 社会や企業の「共生力」を育てよう

具体的施策	就業の場の現状と課題の把握、就業環境の整備促進	企業に対する研修、啓発の計画的・継続的な実施
総合評価	B	B
点数換算	4	4

	令和3年度	令和5年度	令和9年度目標値
企業・事業所との意見交換会	2回	1回	2回

労働者の子育て支援や介護を支える仕組みづくりは全国的な課題である。男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の整備により、女性の就労条件は以前に比べ整備されてきたが、現実を見ると、子育てをしながら、また家族の介護をしながら働き続けることに困難を感じている人は多い状況である。

「就業の場の現状と課題の把握、就業環境の整備促進」

商工港湾課は、日向市中小企業・小規模企業振興基本条例に基づき、日向市中小企業振興会議を開催し、関係機関、企業代表者との意見交換会を行った。

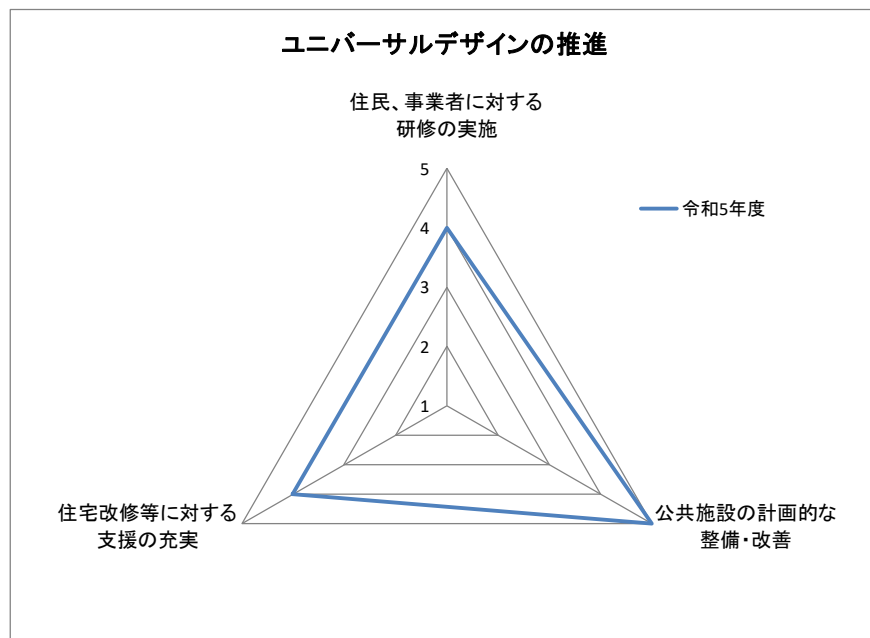
「企業に対する研修、啓発の計画的・継続的な実施」

商工港湾課は、育児休業等の啓発を積極的に行った。広報ひゅうが、ホームページ、アプリ、フェイスブックなどを利用し、企業・事務所に対し啓発した。また、誰もが働きやすい職場作りセミナーを開催し、13社が参加した。

社会福祉協議会では、市内店舗を対象に認知証サポーター養成講座を行い、違いを認める共生社会について話をした。

2(2)ー② ユニバーサルデザインの推進

具体的施策	住民、事業者に対する研修の実施	公共施設の計画的な整備・改善	住宅改修等に対する支援の充実
総合評価	B	A	B
点数換算	4	5	4



ユニバーサルデザインの理念に基づき、年齢や障がいの有無に関わらず、すべての住民が利用しやすい生活環境の整備が求められてる。ハード面だけではなく、「心のバリアフリー」を意識し、ユニバーサルデザインやバリアフリーについて、小さい頃から福祉教育を通じて伝えていくことが大切であると考えられる。

「住民、事業者に対する研修の実施」

建築住宅課は、福祉のまちづくり条例に基づく届出について、随時指導を行った。

地域コミュニティ課は、多様性を認め合う社会づくりについての職員研修や市民を対象とした多様な性を考える会を実施した。

社会福祉協議会は、地域に根ざした豊かな福祉教育を実践するために、市内学校の福祉教育担当者と協議し、それぞれの地域に合わせた福祉教育プログラムに取り組んだ。また、美々津小学校、塩見小学校、富島高校においては「地域を基盤とした福祉教育実践」として、年間を通した福祉教育を行った。

福祉課では、あいとぴあ生活セミナー(全7回)において、合理的配慮について講座を行った。

「公共施設の計画的な整備・改善」

資産経営課は、総合体育館の整備(設計段階)において、十分に配慮された計画となるよう、市民検討委員会等に説明、意見を求めながら進めた。また、AED機器を本庁舎と健康管理センターの外に整備し、誰でもすぐに使えるようにした。

市街地整備課では、巡回や通報による舗装の修繕を行い、事故対策を図ると共に、点字ブロック設置や歩車道部の段差解消を行った。

建設課では、市道周辺に学校や病院がある区間の歩道が未整備であったため、平成25年度から取り組んできた歩道整備が令和5年度完了を迎え、通学児童、通院者の安全確保を図ることができた。

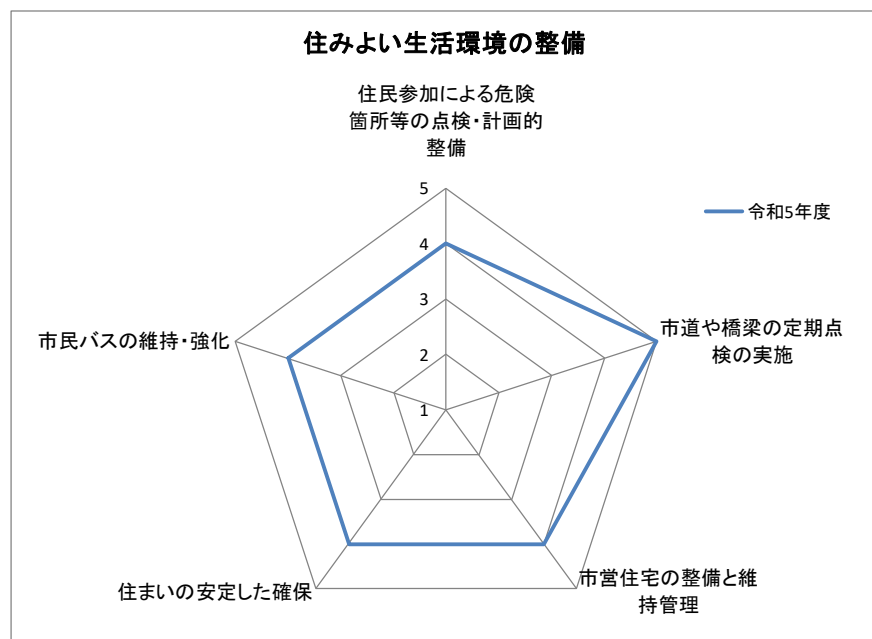
「住宅改修等に対する支援の充実」

福祉課では、障害者住宅改修助成事業により、手すりの取り付けなどの改修費用の一部を助成した。

高齢者あんしん課では、要介護要支援認定者に対し、介護保険サービスによる住宅改修を行い、住宅での生活が継続できるよう支援した。

2(2)-③ 住みよい生活環境の整備

具体的施策	住民参加による危険箇所等の点検・計画的整備	市道や橋梁の定期点検の実施	市営住宅の整備と維持管理	住まいの安定した確保	市民バスの維持・強化
総合評価	B	A	B	B	B
点数換算	4	5	4	4	4



○居住支援協議会は令和4(2022)年11月に設立されたので、第4次計画策定時に実績がなかったが、令和5年度住宅入居までマッチングした件数が19件と、目標値をすでに超えている。相談対応も年間70件にのぼり、住宅を確保すべき要支援者の需要が大きいことが浮き彫りとなっている。

公共の施設、市道等の老朽化により、大規模改修や修繕、点検が必要となっている。その一方で、市の人口や財政状況に見合った施設総量へと抑制しつつ、今後とも存続させるべき施設について計画的に整備を行っていく必要がある。また令和4年に設立された居住支援協議会が、住まいの確保が困難な人に対し入居促進や生活支援を行っており、関係機関と連携していくことが求められている。

「住民参加による危険箇所等の点検・計画的整備」

「市道や橋梁の定期点検の実施」

日向市障害者団体連絡協議会が実施する「まちなみ点検」には、福祉課・建設課をはじめ、関係機関が参加し、危険箇所を把握し、修繕を依頼した。建設課はパトロールを通し、市道を1,237件補修した。

「市営住宅の整備と維持管理」

建築住宅課は長寿命化計画に揚げた公営住宅を改善し、またバリアフリー化率を33.7%(R9目標値34.9%)とした。

「住まいの安定した確保」

建築住宅課は、居住支援協議会において、住宅確保要配慮者の住まいの確保や生活における困り事の相談に対応し支援を行うとともに、急遽住まいが必要となった相談者へ一時的なシェルターを準備した。社会福祉協議会は、生活困窮者から寄せられる相談に対し、居住支援協議会や福祉課と連携し支援した。

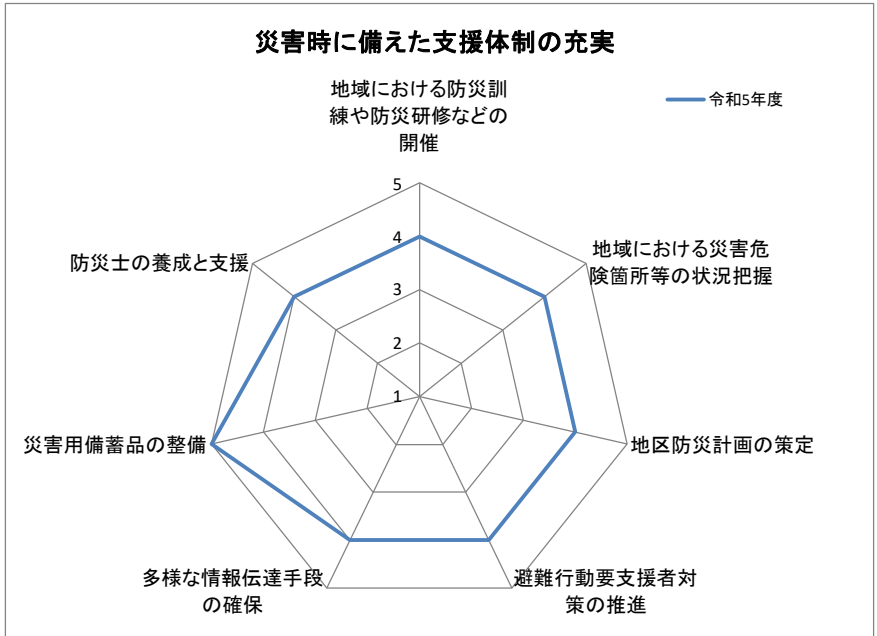
「市民バスの維持・強化」

持続可能な公共交通ネットワークの構築を図るために、令和6年3月に「日向市地域公共交通利便増進実施計画」を策定し、ワーキング会議を開催し、再編の方向性について意見交換が行われた。

2(2)－④ 災害時に備えた支援体制の充実

具体的施策	地域における防災訓練や防災研修などの開催	地域における災害危険箇所等の状況把握	地区防災計画の策定	避難行動要支援者対策の推進	多様な情報伝達手段の確保	災害用備蓄品の整備	防災士の養成と支援
総合評価	B	B	B	B	B	A	B
点数換算	4	4	4	4	4	5	4

南海トラフ巨大地震による大規模災害が予想される中、区や自主防災組織をはじめ、事業所等の協力のもと、災害を回避する防災訓練の実施など、地域を中心とした備えが必要となっている。同時に自治会における「地区防災計画」策定や、行政と地域が連携し「個別避難計画」の策定を進めていくことが求められている。



「地域における防災訓練や防災研修などの開催」

社会福祉協議会は、地域福祉コーディネーターが医療的ケア児者の会と企画した、医療的ケア児の災害発生時の避難や避難生活での課題を想定した訓練に参加した。また東郷区域において、「日向市東郷町ボランティア連絡協議会」を中心に情報共有、災害復興支援の役割分担に努めた。区の自主防災組織と連携、要支援者の避難について協議も行っている。防災推進課は、区や学校、社会福祉施設等が実施する避難訓練や防災講座において職員を派遣し防災意識の向上を図るとともに、市総合防災訓練にて地域と連携した避難所運営訓練を実施した。福祉課では、福祉避難所について避難所担当職員に説明を行い、災害時の開設に備えた。

「地区防災計画の策定」「避難行動要支援者対策の推進」

防災推進課では、地域の訓練や防災講座において、地区防災計画策定の説明を行った。福祉課では、避難行動要支援者同意者名簿について、日向警察署、日向市消防本部、民生委員、自主防災会に提供し、情報共有及び避難支援体制の構築を図った。個別避難計画作成のモデル地区において、計画作成に向けた協議を行った。

「多様な情報伝達手段の確保」

防災推進課、秘書広報課を中心として、多様な手段を用いた情報発信に努めた。令和6年2月の市公式LINEのリニューアルでは、防災情報を自動的にLINEに配信するように仕様を変更した。

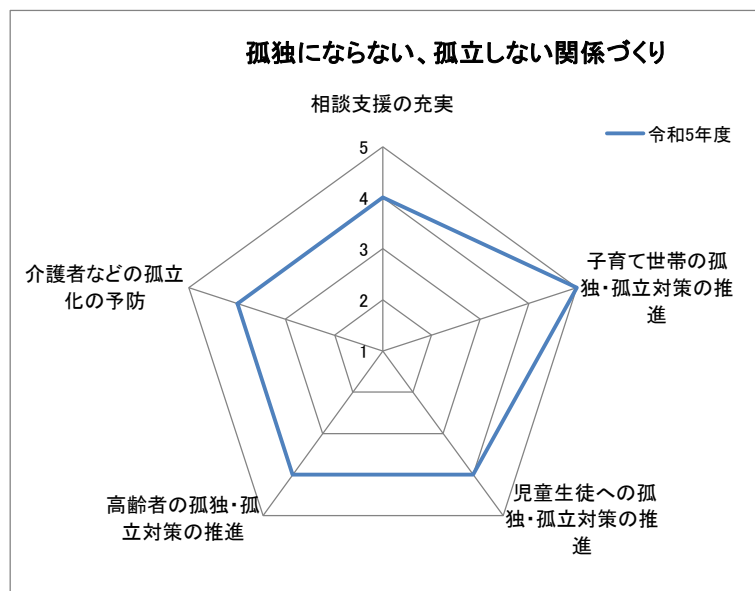
「災害用備蓄品の整理」「防災士の養成と支援」

防災推進課は「備蓄計画」に基づく食糧備蓄達成率を令和5年度末で、100.3%とした。また防災士養成講座を周知するとともに、資格取得後登録料の一部支援を行った。

	令和3年度	令和5年度	令和9年度目標値
長寿化計画に掲げた公営住宅の改善戸数	118戸	172戸	526戸
居住支援協議会の支援によるマッチング件数	—	19件	6件
市民バスの年間利用者数	64,038人	64,562人	81,100人
地域防災訓練などへの年間参加者数	11,760人	24,010人	25,000人
地区防災計画の策定(累計)	4地区	5地区	13地区

2(2)－⑤ 孤独にならない、孤立しない関係づくり

具体的施策	相談支援の充実	子育て世帯の孤独・孤立対策の推進	児童生徒への孤独・孤立対策の推進	高齢者の孤独・孤立対策の推進	介護者などの孤立化の予防
総合評価	B	A	B	B	B
点数換算	4	5	4	4	4



基本目標2における課題

- ・自治会(区)の加入世帯数を増やすことが自治会(区)そのものの組織強化へつながり、地域福祉部の存在意義を大きくしていく。自治会(区)に加入するメリットが何かもう一度洗い出し伝えていくことが重要である。また、自治会(区)の組織強化は、防災対策の強化ともなる。避難行動要支援者における個別避難計画作成を進めているところだが、今後も市が先頭に立ち、自治会(区)・民生委員等支援者の理解と協力の中、さらに推進していくべきとされている。
- ・孤独、孤立対策については、第4次計画で新たな推進施策とされた。子育て世代、高齢者に限らずどの世代にも起きる問題として、我が事としてとらえ、地域が気付き関わるができるようさらなる啓発が必要である。

第4次計画から追加された推進施策である。社会的な孤独・孤立の問題は、新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中で深刻化した。世代問わず、誰もが孤独・孤立の状況になってしまうリスクがある。その中でも孤立リスクの高い一人暮らし高齢者や産後間もない子育て世帯に対しては、見守りや訪問による支援が特に必要である。

「子育て世帯の孤独・孤立対策の推進」

こども課では乳児家庭全戸訪問事業を通して、養育不安に対する助言や情報提供を行い、支援が必要な家庭について早期対応に努めた。つどいの広場事業また日向地域子育て支援センターの利用者数はコロナ禍を経て回復基調に至った。

「児童生徒への孤独・孤立対策の推進」

学校教育課では、市独自に2名のスクールソーシャルワーカーを雇用し、小中学校合わせて257人の子どもの対応を実施できた。社会福祉協議会では、子どもの居場所づくり事業、まなびスペースを整備し、地域の協力のもと多世代交流の場を提供した。

「高齢者の孤独・孤立対策の推進」

高齢者あんしん課と社会福祉協議会が連携し「ふれあいいきいきサロン」「百歳体操」を地域で実施し、介護予防と交流を図った。また、誰もが気軽に参加できるつどいの場として、コミュニティカフェを開催した。

「介護者などの孤立化の予防」

高齢者あんしん課は、地域包括支援センターにて高齢者を介護する家族や支援者等に対し、家族介護者教室を開催して、介護方法や介護予防を習得、介護者の健康づくりについて支援した。福祉課では「日向市・東臼杵郡障がい者自立支援協議会」の活動に出席し、支援ネットワークの構築をはかりながら、窓口において、障がい福祉サービスの利用相談に応じた。障がい福祉サービスの利用実人数は726人であった。

基本目標:3. 福祉サービスの維持・向上で自分らしく暮らせるまち

施策推進目標

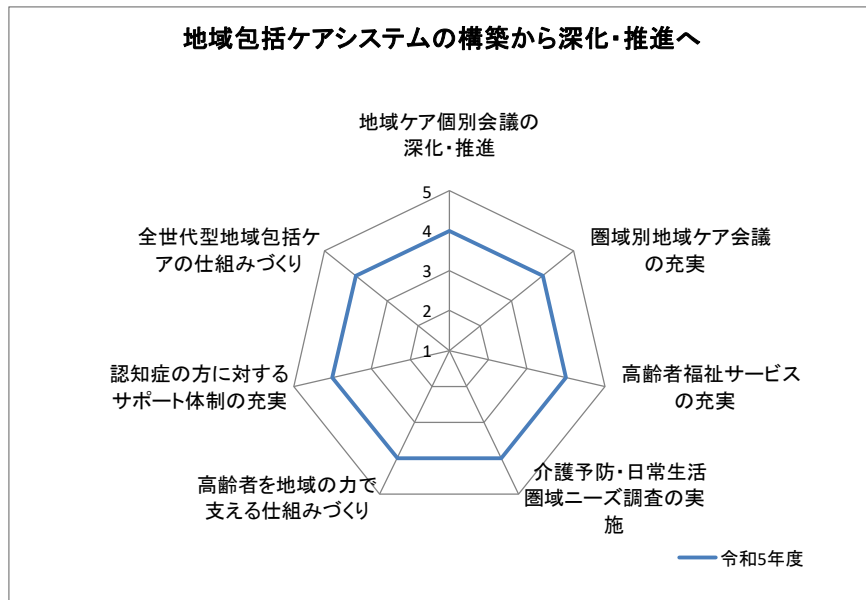
3-(1) 広げよう連携交流 構築しようネットワーク

3(1)-① 地域包括ケアシステムの構築から深化・推進へ

具体的施策	地域ケア個別会議の深化・推進	圏域別地域ケア会議の充実	高齢者福祉サービスの充実	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施	高齢者を地域の力で支える仕組みづくり	認知症の方に対するサポート体制の充実	全世代型地域包括ケアの仕組みづくり
総合評価	B	B	B	B	B	B	B
点数換算	4	4	4	4	4	4	4

誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくためには、困り事が生じた時にいつでも気軽に相談できる体制が整備されていることが重要。高齢者福祉を中心とした「地域包括ケアシステム」や生活困窮者に対する「生活困窮者自立支援制度」、地域に関わる包括的かつ重層的な支え合いをめざす「重層的支援体制」の構築に向けた取り組みなど、ネットワークづくりが推進されている。

以下は、高齢者人口が増加する中、高齢者の安全・安心・健康を確保するため、また認知証になっても地域で支えあうことができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進を図るための取り組みである。



「地域ケア個別会議の深化・推進」

高齢者あんしん課は、医療・介護の専門職、地域包括支援センター職員、介護サービス事業者、行政等が一同に会する地域ケア個別会議を開催(年間24回)し、ケアプランが利用者本人の能力に応じて、自立した生活を支援する内容になっているか検討しながら、多職種の連携を図った。

「圏域別地域ケア会議の充実」

社会福祉協議会の生活支援コーディネーターが中心となり圏域別地域ケア会議を開催(中央1回、東郷1回)し、地域課題の抽出と解決に向けた協議を行った。課題解決を図る協議体も実施した。

「高齢者を地域の力で支える仕組みづくり」

社会福祉協議会では、日常生活圏域(6圏域)に生活支援コーディネーターを配置。地域の特性に応じたサービス体制構築を推進した。生活支援サポーター養成講座(3回シリーズ)を1回実施し、修了者の延べ人数は247人となった。フォローアップ講座も実施し、高齢者を支える移動支援につながっている。地域コミュニティ課は、各まちづくり協議会において、高齢者の見守り活動や多世代間交流事業を実施し、地域住民全体が安心して暮らせるまちづくりの推進を図った。

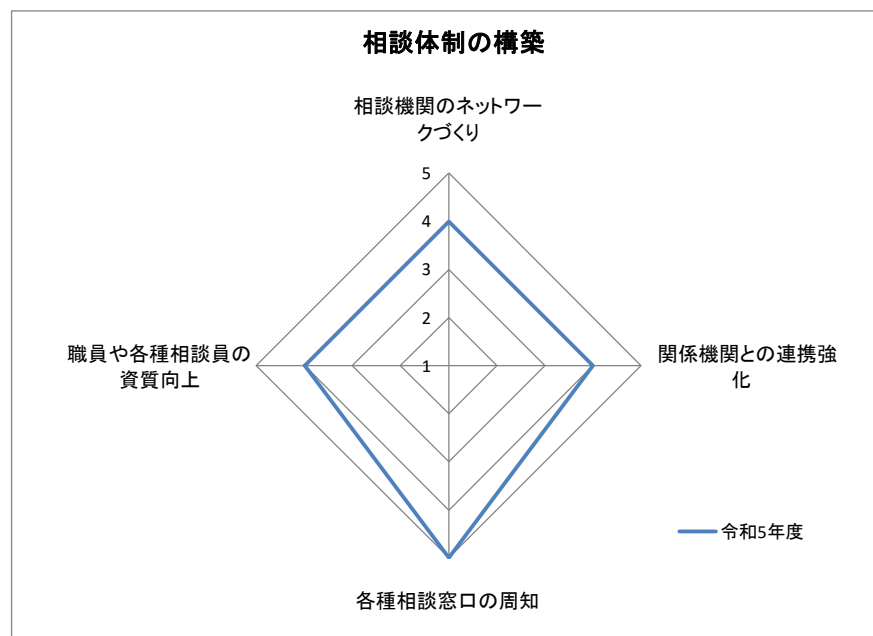
「認知症の方に対するサポート体制の充実」

高齢者あんしん課は、「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症の早期診断及び早期対応にむけた支援を行った。また、認知症の人や家族の手助けができる認知症サポーターの養成講座を実施、サポーターの新規登録数は458名(総数9,974名)となった。社会福祉協議会は、認知症当事者や介護者を支える仕組みとして「チームオレンジ」を創設。これは、認知症の初期の段階から、心理面・生活面の支援としてコーディネーターを配置し、認知症サポーターにつなぐ仕組みである。また、アルツハイマー月間に啓発イベントを開催したり、認知症の人にやさしい図書館プロジェクト等を実施した。

	令和3年度	令和5年度	令和9年度目標値
地域ケア個別会議の開催回数(回/年)	34回	24回	20回
圏域別地域ケア会議の開催回数(回/年)	12回	2回	12回
地域で自主的に開催する介護予防教室数	83カ所	89カ所	100カ所
日向・東臼杵市町村振興協議会福祉部会 医療介護連携専門部会の開催	2回	3回	2回

3(1)-② 相談体制の構築

具体的施策	相談機関のネットワークづくり	関係機関との連携強化	各種相談窓口の周知	職員や各種相談員の資質向上
総合評価	B	B	A	B
点数換算	4	4	5	4



「全世代型地域包括ケアの仕組みづくり」

福祉課・社会福祉協議会では、重層的支援体制整備事業についての周知を図った。おもに、生活支援コーディネーター等との連携、全世代対応型地域包括ケアシステムの周知、地域福祉部の設置推進である。また、福祉課は「日向市・東臼杵郡障がい者自立支援協議会」の専門部会である精神部会において、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について、課題の協議を行った。

地域社会を取り巻く環境が著しく変化し、福祉ニーズが複雑化・多様化している。介護や子育て、障がい、生活困窮、ひきこもりなど複合的な課題を抱える世帯が増加している。医療、保健、福祉、教育、その他専門機関のお互いの専門性を超えた連携体制の充実が求められている。

「関係機関との連携強化」

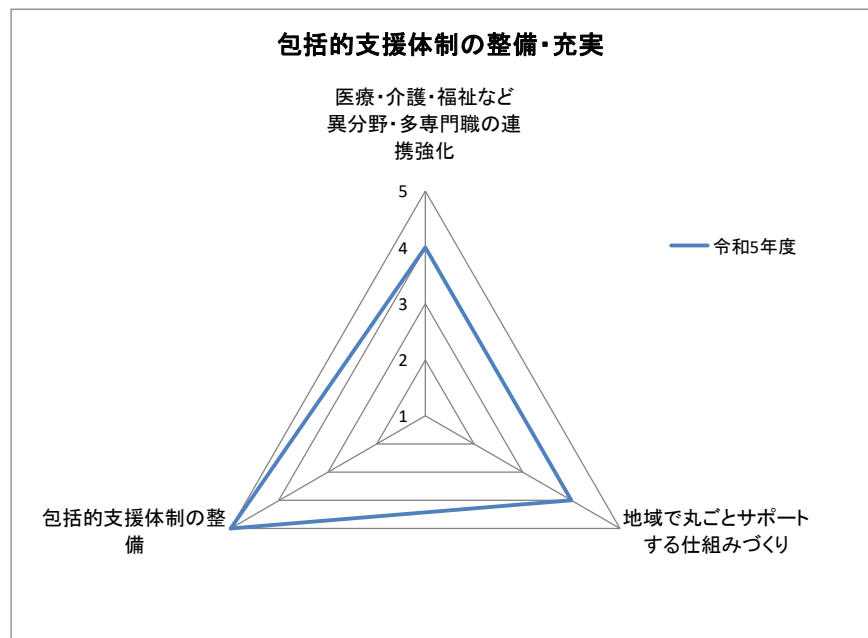
高齢者あんしん課は、市町村の圏域を超えた連携を図るため「日向・東臼杵市町村振興協議会福祉部会医療介護連携専門部会」(3回)、「医療介護連携研修会」(1回)を行った。福祉課・社会福祉協議会は、生活相談支援センター心からや重層的支援体制整備事業において相談への対応、関係機関のネットワークづくり(協議2回)に努めた。また、福祉部・健康長寿部に専門職として社会福祉士を13名配置し、多種多様な生活課題について相談を受けることができる体制を整えた。

「職員や各種相談員の資質向上」

職員課では、相談に必要な技術や知識を習得するための研修への参加促進を行い、職員の能力向上に努めた(接遇研修、民間企業派遣研修等)。社会福祉協議会では、生活相談支援センター心からまたは重層的支援体制整備事業に携わる職員に、行政担当課と連携した会議・研修を行った。

3(1)-③ 包括的支援体制の整備・充実

具体的施策	医療・介護・福祉など異分野・多専門職の連携強化	地域で丸ごとサポートする仕組みづくり	包括的支援体制の整備
総合評価	B	B	A
点数換算	4	4	5



「住民に身近な圏域」において、誰もがいつでも気軽に相談できる体制、福祉サービスを本当に必要としている人に、必要なサービスを提供することができる環境の整備が必要とされている。また、介護、障がい、子育てといった分野別でなく、行政、社会福祉協議会、地域の団体、事業所、地域住民が互いにつながりあい、支援体制を構築する「重層的支援体制整備事業」をさらに推進していくことが必要。

「地域で丸ごとサポートする仕組みづくり」

福祉課では、民生委員・児童委員が地域の見守りを行うなかで、支援が必要な人を包括支援センターをはじめ関係機関に連絡する体制づくりに努めた。市内8地区の民児協地区定例会に参加し、地区の問題を共有している。こども課は、この民児協地区定例会において、要保護児童支援および児童虐待防止について啓発研修を実施し、協力を求めた。また、広報による呼びかけから寄附をうけた食品・学用品等を「フードバンク日向」や社会福祉協議会へ定期提供した。社会福祉協議会は、包括化推進員・地域力強化推進委員及び地域福祉コーディネーターを配置し、個別支援や地域へ働きかける取り組みを行った。

「包括的支援体制の整備」

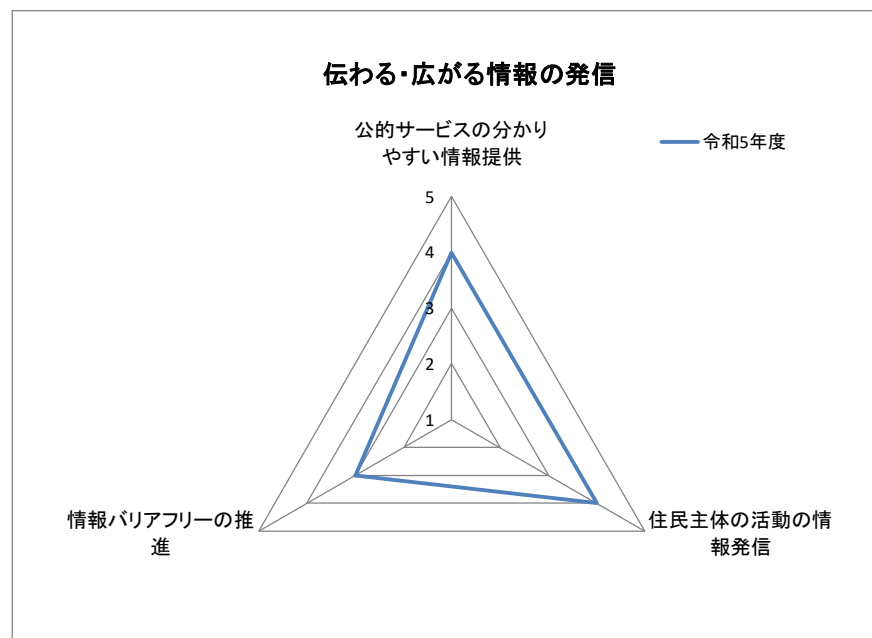
福祉課は、障がい児者の相談支援体制の充実を図るため、基幹相談支援センター・障害者相談支援事業・指定特定相談支援事業所（指定障がい児相談支援事業所）の3層構造による相談支援体制の整備に努めた。社会福祉協議会は、地域と社会施設をつなぐことを目的に、日向市社会福祉施設等連絡会を組織しているが、児童施設、障がい児者施設、高齢者施設の分野を横断的かつ包括的にまとめた取り組みを進めた。

施策推進目標

3-(2)地域の課題を解決する体制強化

3(2)-① 伝わる・広がる情報の発信

具体的施策	公的サービスの分かりやすい情報提供	住民主体の活動の情報発信	情報バリアフリーの推進
総合評価	B	B	C
点数換算	4	4	3



福祉サービスの充実、多様化により、支援を必要とした際にどのようにサービスを組み合わせればよいのか分からなくなるといった課題が生じている。また一定の条件に合わなかったり、特殊な事情により必要なサービスが受けられないケースがある。場合によっては既存の制度の見直しをすすめるとともに、このような制度の狭間を埋めるために、行政や社会福祉協議会が中心となり、関係機関と連携し支援体制の充実をはかっていく必要がある。

この推進施策は、第4次計画から追加されている。介護保険サービスや障がい福祉サービスなど、公的サービスや支援の制度は、充実が進む一方で内容の複雑化や制度自体がわかりづらいといった現状がある。情報発信していく上で、支援を必要とする人に分かりやすく伝わるような配慮が必要である。また、ほかの地域で活動している団体などの活動事例を共有することで、自発的な活動促進につなげていく必要がある。

「公的サービスの分かりやすい情報提供」

高齢者あんしん課は、65歳到達者に対し毎月介護保険説明会を行っている。また出前講座において、介護保険制度の説明を行った。社会福祉協議会は、介護保険制度や介護予防を市民に広く知ってもらうため、サロンや百歳体操、サポーター養成講座等を活用し、説明を行った。

「住民主体の活動の情報発信」

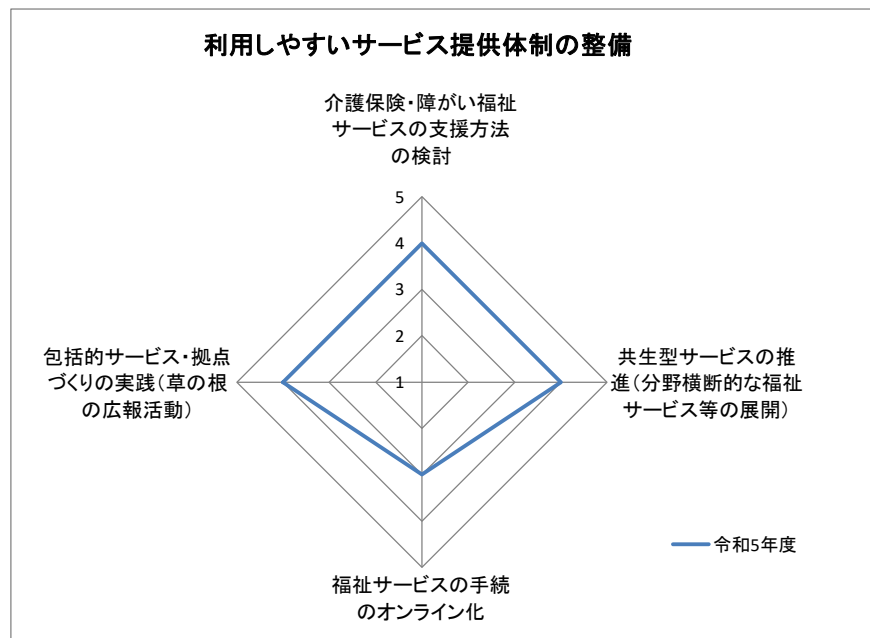
地域で活動している地域福祉部やまちづくり協議会、民生委員の活動状況を発信していくことは、重要。社会福祉協議会は、生活支援サポーター養成講座やフォローアップ講座において、アクティブシニアの活動を紹介し、区に対して地域福祉部の取り組みについて発信した。福祉課では、民生委員児童委員欠員地区に対し、その活動についてチラシ回覧した。

「情報バリアフリーの推進」

福祉課では、広報「ひゅうが」および市議会だより「ひだまり」を障がいのある人が希望する媒体で提供した。(点訳版、音訳版)

3(2)-② 利用しやすいサービス提供体制の整備

具体的施策	介護保険・障がい福祉サービスの支援方法の検討	共生型サービスの推進(分野横断的な福祉サービス等の展開)	福祉サービスの手続きのオンライン化	包括的サービス・拠点づくりの実践(草の根の広報活動)
総合評価	B	B	C	B
点数換算	4	4	3	4



支援が必要な人が、適切なサービスを受けられるように、寄り添った相談体制が求められている。また福祉サービスの申請手続きは、窓口受付が基本となっているが、ICTを活用した手続きのオンライン化を進めることが求められている。「福祉サービス手続きのオンライン化」は第4次計画からの具体的施策となる。

「介護保険・障がい福祉サービスの支援方法の検討」

高齢者あんしん課、福祉課は、介護保険、障がい福祉サービスの支援方法の協議を行った。相談支援専門員と介護支援専門員との連携のあり方検討会を3回実施した。

「福祉サービス手続きのオンライン化」

マイナポータルの「ぴったりサービス」等を活用した手続きのオンライン化をすすめる。こども課では出産・子育て応援給付金支給申請、日向市物価高騰子育て応援給付金給付申請等を、電子申請フォームによる申請を可とし、多くの申請をフォームで受付することができた。一方ぴったりサービスにより、児童手当認定請求、保育施設等利用給付認定申請を受け付けているが、前者の申請に比べ件数は少ない状況。

高齢者あんしん課も介護保険要介護等認定申請等は「ぴったりサービス」を取り入れているが、件数実績はない。

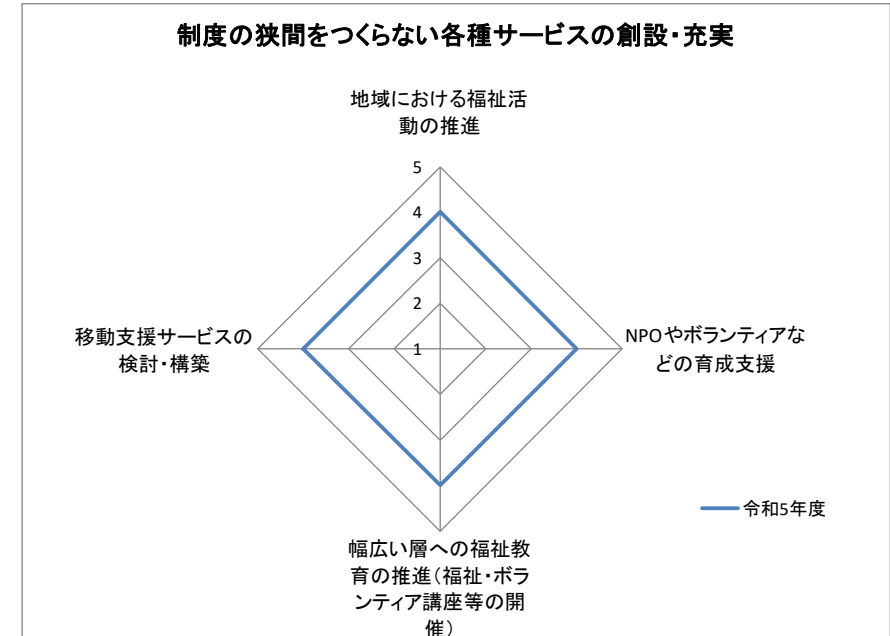
福祉課では、給付金支給事業の一部で、オンライン申請を取り扱っているが、その他障がい支援分野、生活保護分野については、内容について面談によるものがあるため、オンライン申請は難しいのが現状である。

「包括的サービス・拠点づくりの実践」

高齢者あんしん課、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターが中心となって、日常圏域ごとに地域住民や関係課題とともに地域課題の抽出を行う「圏域的地域ケア会議」と課題解決をはかる「協議体」を実施。福祉課では、「緊急時プロジェクトチーム協議」を3回実施し、緊急時受入のための地域体制の検討を行った。

3(2)-③ 制度の狭間をつくらない各種サービスの創設・充実

具体的施策	地域における福祉活動の推進	NPOやボランティアなどの育成支援	幅広い層への福祉教育の推進（福祉・ボランティア講座等の開催）	移動支援サービスの検討・構築
総合評価	B	B	B	B
点数換算	4	4	4	4



	令和3年度	令和5年度	令和9年度目標値
地域における福祉活動	15地区	89地区	20地区

○令和5年度は地域福祉座談会を行ったため、件数が大きい。

必要なサービスを受けることができず、不便な生活を余儀なくされている人がいる。既存のサービスを見直すとともに、制度の狭間を埋めるサービスを皆で考え、作り出していくことも必要。とくに、4つ目の「移動支援サービスの検討・構築」は、第4次計画からの具体的施策となる。

「地域における福祉活動の推進」

社会福祉協議会は、民生委員児童委員や福祉推進委員と連携し、地域の中で孤立しがちな世帯に対し、緊急時に必要な情報を記入することができる「安心カード」の普及啓発を行った。前年度から224名増えて2,213名が「安心カード」を活用している。

「NPOやボランティアなどの育成支援」

社会福祉協議会では、日向市ボランティア・市民活動センターを設置し、日向市におけるボランティア活動、市民活動を行う個人や団体の支援、調整を行った。ボランティアの発掘、育成のためにボランティア体験事業も行っている。地域コミュニティ課は、NPO法人認証業務において、団体設立の相談や運営について助言等の支援を行った。

「幅広い層への福祉教育の推進（福祉・ボランティア講座等の開催）」

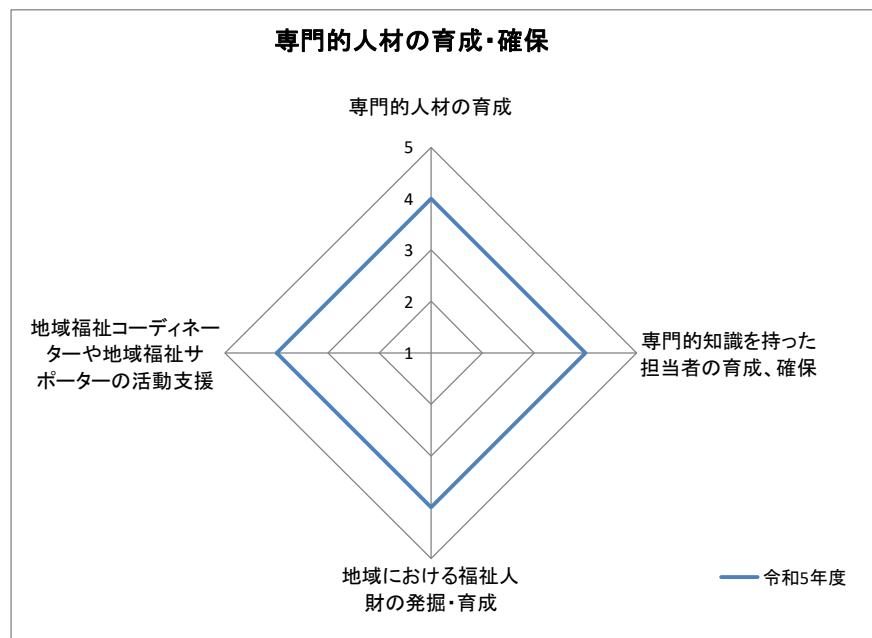
福祉課では、手話奉仕員・点訳奉仕員・音訳奉仕員養成講座を開催した。社会福祉協議会は、地域に根ざした豊かな福祉教育を実践するために、各学校の福祉教育担当者と協議し、地域・学校の特色に合わせた福祉教育プログラムに取り組んだ。

「移動支援サービスの検討・構築」

総合政策課は、免許返納者へ市民バスの割引乗車券を配布し、車を運転できない人への市民バスの周知及び利用促進の取り組みを行った。福祉課では、地域生活支援事業の移動支援事業により、障がい児者への移動にかかるサービス提供を行い、542人が利用した。また、重度障がい者等タクシー料金助成事業により、対象者にタクシー利用券を交付（494人）し、日常生活の利便及び社会参加の範囲拡大を図った。社会福祉協議会では、生活支援サポーターの組織化をはかり、地域での活動を支援した。集いの場への移動支援サービス年間活動回数294回、また、日向市内の福祉事業所と連携し「日向市相乗りお買い物ツアー」を22回実施した。

3(2)-④ 専門的人材の育成・確保

具体的施策	専門的人材の育成	専門的知識を持った担当者の育成、確保	地域における福祉人財の発掘・育成	地域福祉コーディネーターや地域福祉サポーターの活動支援
総合評価	B	B	B	B
点数換算	4	4	4	4



障がいのある乳幼児等が早い段階で療育等につながる適切なアドバイス、高齢者や障がいのある人への適切な支援が求められる中、福祉サービスの質を上げ、必要な人に適切な支援をするために、豊富な知識と経験を持ったスペシャリストの育成・確保が急務となっている。

「専門的人材の育成」

福祉課では、福祉ニーズに対し行政として専門的人材を育成するために、九州保健福祉大学(現 九州医療科学大学)から1名の実習生を受け入れた(23日間)。また、社会福祉協議会は生活相談・支援センターから5種(主任相談支援員、就労支援員 等)を配置し、専門分野のスキルアップに努めた。

「地域における福祉人財の発掘・育成」

社会福祉協議会では、アクティブシニアを対象とした生活支援サポーター養成講座の実施により、スクエアステップサポーター、家事支援・移動支援サポーター等が活動し、地域活動の基盤強化につながった。

「地域福祉コーディネーターや地域福祉サポーターの活動支援」

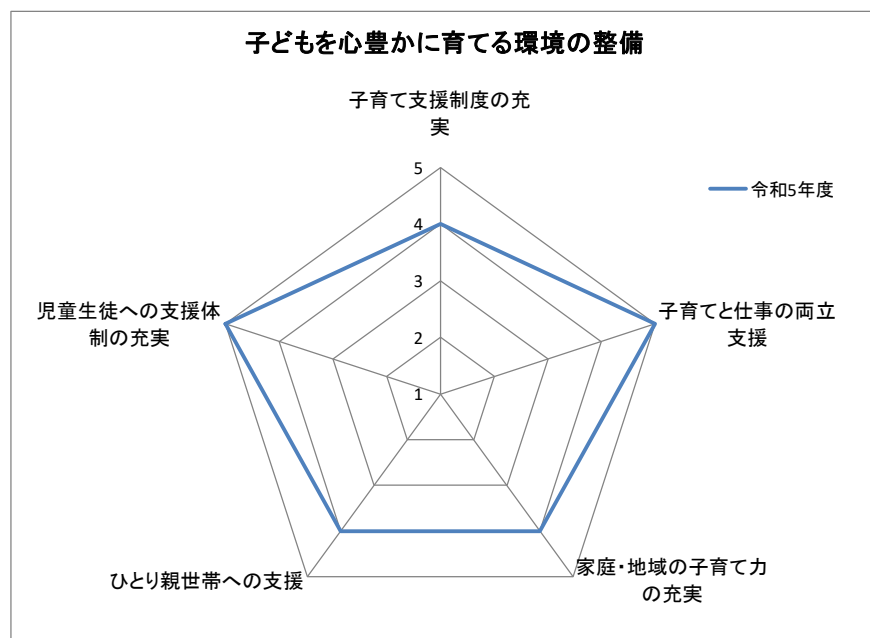
社会福祉協議会では、「おせっ会(地域福祉コーディネーター団体)」「がむしゃら応援団(地域福祉サポーター団体)」が地域実践活動に向けた協議を実施した。

施策推進目標

3-(3)すべての人の生活を支えるサービスの維持・充実

3(3)-① 子どもを心豊かに育てる環境の整備

具体的施策	子育て支援制度の充実	子育てと仕事の両立支援	家庭・地域の子育て力の充実	ひとり親世帯への支援	児童生徒への支援体制の充実
総合評価	B	A	B	B	A
点数換算	4	5	4	4	5



子育て、障がい、介護など、今後も各分野において、地域福祉計画と整合をとった個別計画に基づいてサービスを展開するだけでなく、新たな法改正や社会情勢の変化に対応し柔軟な見直しを行っていく。

本市では「日向市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てしやすい環境づくりに取り組んでいる。子育て支援施策の充実を図る中で、子育てと仕事の両立の支援や地域全体で子育てできるシステムを構築し、安心して子育てできる地域をつくる。また学校、地域が連携した子どもたちの豊かな学びと育成に取り組んでいく必要がある。

「子育て支援制度の充実」

こども課では、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、子ども医療費の助成や児童手当を給付した。また、病児・病後児保育事業(計2,764人)、延長保育(計22,052人)を実施することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援した。また、令和5年10月から病児・病後児保育利用料の無償化を実施した(利用717人)。

「子育てと仕事の両立支援」

地域コミュニティ課では、男女共同参画社会づくり推進ルーム「さんぴあ」において、働く女性の現状と課題のほか、男性が抱える生きづらさや負担、育児休業をとる必要性などのテーマを取り上げた講座を数多く実施した。

商工港湾課では、多くのツールを使って企業や事業所に対して、育児休業の啓発活動を行った。

こども課は、「つどいの広場」事業で子育て中の親子の交流場所の提供(4,654人)、「子育て支援センター」において、育児相談、体験保育(9,535人)を実施。これらの利用はコロナ禍前の水準へ戻ってきた。そして、働く保護者の子どもの安全な居場所づくりのために大きな役割をもつ「放課後児童クラブ」を、7校区13クラブ開設している。

生涯学習課では、「放課後子ども教室」を開設しているが、地域の方々が見守りサポーターとして協力し、こどもに多くの体験活動の機会を与えている。5年度は夏休みも、4つの教室を開設することができた。

社会福祉協議会では日向市から「放課後児童クラブ」事業の委託を受け、11クラブを運営し、児童支援員を配置している。5年度では、新たに休園中の寺迫幼稚園にクラブを開設した。

	令和3年度	令和5年度	令和9年度目標値
放課後子ども教室・児童クラブの登録児童数	580人	658人	700人

○「子育てと仕事の両立支援」について、第4次計画における「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の登録児童数は、令和5年度において658人となっており、計画策定の際の580人から増加、目標値に近づきつつあること等をふまえ高い評価としている。

○「児童生徒への支援体制の充実」については、学校教育課でスクールソーシャルワーカーを増員し生涯学習課、こども課と連携しながら、様々なケースに取り組んでいる。要保護児童対策地域協議会を中学校校区ごとに開催しているのは九州でもめずらしく、きめ細やかな支援につながるため高い評価としている。

「家庭・地域の子育て力の充実」

こども課では、パパママ教室(60組 118人参加)で、お互い尊重し合うことの大切さや夫婦の協力について考えるきっかけづくりを提供し、子育て中の親子には、「子育てサロン」事業など交流の場の提供を行った。学校教育課では、学校運営協議会委員および地域コーディネーター、学校管理職を対象とした研修の充実を図り、協働活動の推進に努めた(年3回)。社会福祉協議会は、こどもが身近に通うことができ安心して過ごせる居場所「まなびスペース」を整備し、地域の協力者、子ども、障がい者、高齢者など誰もが参加できる多世代交流の場を提供した。

「ひとり親世帯への支援」

こども課では、ひとり親家庭に対する相談業務を実施(1,190件)するとともに、ひとり親世帯が経済的に自立し、安定した生活を確保するために、資格取得を目指した就業支援事業を実施した。助成面において特に令和5年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、家計が急変したひとり親世帯等に経済的支援として給付金を支給した(国庫事業)。

「児童生徒への支援体制の充実」

学校教育課では、スクールソーシャルワーカーを増員し、相談支援体制の充実を図った(ソーシャルワーカー対応人数 計257人。(対応回数計812回。))

福祉課・社会福祉協議会では、生活困窮者支援事業において、こどもの学習支援事業(支援回数83回)を実施した。

生涯学習課では、日向市青少年相談室において、学校や職場での人間関係や進路等の悩み相談を受けた。主な相談内容は、不登校、いじめに関することが多く、ひまわりラウンジと月1回連携会議を開き、情報交換を行った。

こども課では、要保護児童対策地域協議会実務者会議中学校区部会を中核に、関係機関と連携して、要保護児童等の世帯に対し、養育不安や虐待対応、不登校支援の個別支援や学習支援のつなぎを行った(校区部会18回・個別ケース検討会議143回)。

3(3)-② 切れ目のない包括的な子育て支援の充実

具体的施策	ヘルシースタート事業の充実	「ファミリー・サポート・センター事業」の推進、充実	子育て負担の軽減	親(保護者)への相談支援	子育て世帯への包括的な支援のための体制強化
総合評価	B	C	B	B	B
点数換算	4	3	4	4	4

医療、保健、福祉、教育の連携で縦割りの弊害をなくし、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ間ない支援を行うことが求められている。改正児童福祉法の令和6年度からの施行に合わせて「こども家庭センター」の設置へ向けた調整を進め、多様化する子育て世帯の課題に対応できる体制づくりが必要。

「ヘルシースタート事業の充実」

こども課では、母子保健コーディネーターを配置し、産前、産後とも切れ目のない相談支援に取り組んだ。令和5年度から、妊娠期から出産・子育て期までの「出産・子育て応援事業」に取り組み、伴走型相談支援と経済支援を一体的に行った。

「ファミリー・サポート・センター事業の推進、充実」

こども課では、仕事と家庭の両立を支援するために「お助け会員」と「お願い会員」による支援を行った。登録会員は増加したが、利用件数は129件で減少している。

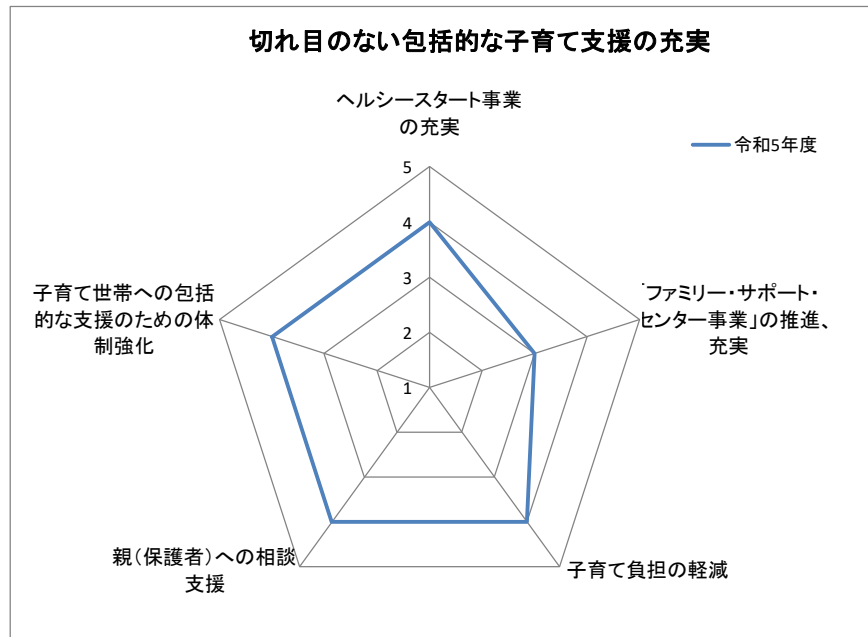
「子育て負担の軽減」

こども課では、子ども医療費を助成、また物価高騰の影響を受ける子育て世帯に対し、給付金の支給を行い、経済的負担の軽減を図った。

「子育て世帯への包括的な支援のための体制強化」

こども課では「こども家庭センター」の設置に向けて協議を重ね、7年度のセンター設置と体制イメージを方針化した。また、ショートステイ・ペアトレーニング・養育支援ヘルパー派遣・一時預かりについて、改正児童福祉法に規定された家庭支援事業への移行に向けた準備を行った。

社会福祉協議会では「児童クラブ事業」を実施しているが、運営については1クラスに2～3名の児童支援員を配置し、児童への支援やその保護者の相談に応じた助言を行った。

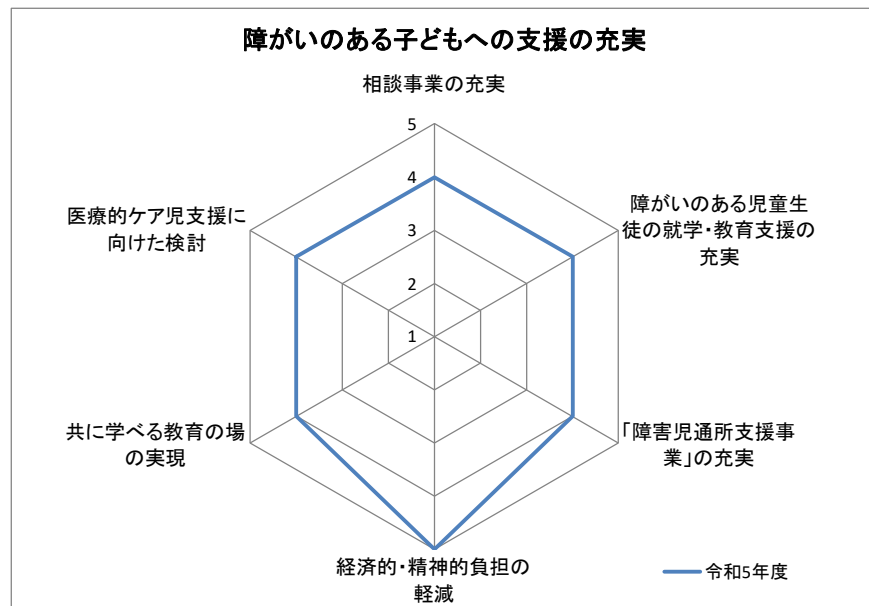


	令和3年度	令和5年度	令和9年度目標値
ファミリー・サポート・センター年間利用者数	410人	129人	470人
乳幼児健診の受診率	98.1%	98.4%	100%

3(3)-③ 障がいのある子どもへの支援の充実

具体的施策	相談事業の充実	障がいのある児童生徒の就学・教育支援の充実	「障害児通所支援事業」の充実	経済的・精神的負担の軽減	共に学べる教育の場の実現	医療的ケア児支援に向けた検討
総合評価	B	B	B	A	B	B
点数換算	4	4	4	5	4	4

障がいのあるこどもの就学にあたり、その障がいの特性に合った適切な支援や相談体制など教育環境の充実を図るとともに、障がいのあるこどもを持つ親の悩みや不安の解消につなげるために、情報提供や相談体制の整備を含めた支援が必要とされる。また、医療的ケア児の心身の状況に応じた支援とその家族の支援について検討を進めていくべきである。



「相談支援の充実」

福祉課は、障害者相談支援事業による相談を社会福祉法人等に委託し、きめ細やかな相談対応を実施した。障がい児の相談人数は、105人であった。こども課は、発達障がいのある児や保護者への相談支援や保育園・幼稚園訪問を行い(31園)、関係機関・職員と連携しながら、支援を行った。

「障がいのある児童生徒の就学・教育支援の充実」

学校教育課は、教育支援委員会において、個々の児童生徒に応じた支援の在り方について協議を行い、就学前幼児の就学先の決定や、障がいのある児童生徒の在籍変更など、特別に支援を必要とする児童生徒の学びの場や進路の決定を行った。

こども課では、保育所(園)・幼稚園への障がいのある児童の受け入れにおいて当該対象障がい児の特性等を十分配慮し健常児と同程度の保育を行う障がい児保育事業(3施設)を実施した。

福祉課では、相談支援専門員が児童や保護者のニーズに応じ、支援機関との調整を行い、「障害児支援利用計画」を作成し障害児通所支援事業の提供を行った。

「共に学べる教育の場の実現」

学校教育課では、日向ひまわり支援学校が実施する居住地との交流及び共同学習を行った。小学校9校中学校4校。生涯学習課は、地域の大人たちと子どもたちの交流を図り、地域教育力を活性化させることを目標にした「地域教育力活性化推進事業」を7団体に委託し、「地域の子どもは地域で育てる」という意識の醸成を図る機会を設けた。

「医療的ケア児支援に向けた検討」

第4次計画で新たに施策取組とされたものである。福祉課では、日向市・東臼杵郡医療的ケア連絡会を開催(1回)したほか、日向入郷所管課間での協議(3回)、庁内関係課の協議(2回)を行い、今後の支援体制の協議を行った。

「障害児通所支援事業の充実」

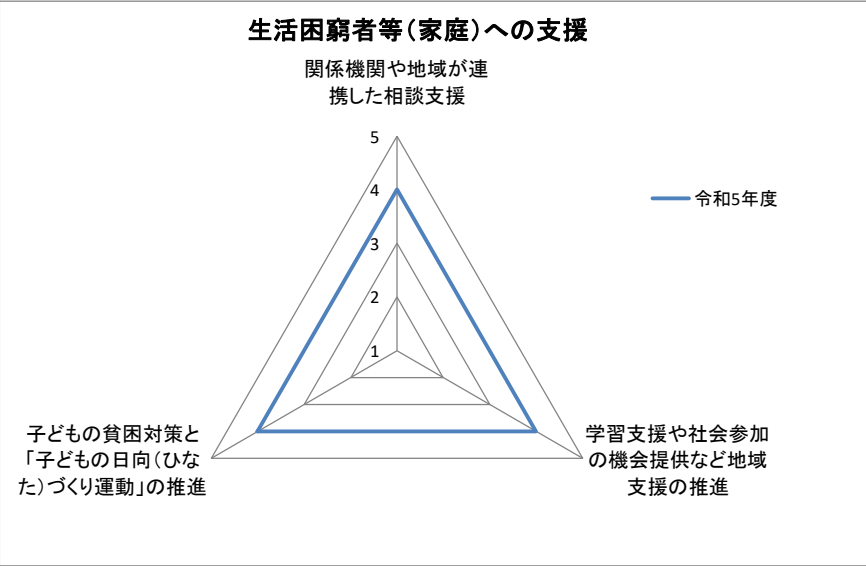
福祉課では、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の申請相談に応じ、利用希望者の支給決定を行い利用につなげた。

「経済的・精神的負担の軽減」

福祉課では、重度心身障害者医療費助成制度により、経済的・精神的負担を軽減した。(助成対象者数 令和5年度:1,465人。)また、短期入所の申請相談に応じ、利用希望者の支給決定を行い、介護負担軽減に努めた。

3(3)-④ 生活困窮者等(家庭)への支援

具体的施策	関係機関や地域が連携した相談支援	学習支援や社会参加の機会提供など地域支援の推進	子どもの貧困対策と「子どもの日向(ひなた)づくり運動」の推進
総合評価	B	B	B
点数換算	4	4	4



	令和3年度	令和5年度	令和9年度目標値
生活困窮者支援に協力する住民・事業者数	49人・事業所	43人・事業所	53人・事業所
生活保護・自立助長推進世帯が自立した割合	18.7%	11.1%	19.0%

生活保護に至る前の支援として平成27年4月、「生活困窮者自立支援法」が施行された。本市では平成26年12月に「日向市生活相談・支援センター心から」を開設している。生活に困窮する家庭の多くは複合的な問題をかかえているため、行政・関係機関・地域が連携して、各家庭の困りごとや困窮を発見して、その支援を協力して取り組み、地域でお互いを支え合える基盤を形成する必要がある。

「関係機関や地域が連携した相談支援」

福祉課は複合的な課題を抱える生活困窮者を幅広く受け止め、包括的な相談支援を行う自立相談支援事業と、家計収支に関する課題の評価や分析を行い支援する家計改善支援事業を実施した(日向市生活相談支援・支援センター「心から」へ委託)。

委託を受けて社会福祉協議会では、専門員を配置し様々な生活上の相談に応じた。貧困の連鎖を防ぐため、こどもの学習支援を行い学力向上をはかることや居場所づくり事業を行いこどもが安心して過ごせる場所を提供した。

「学習支援や社会参加の機会提供など地域支援の推進」

福祉課では、生活リズムが崩れている、就労意欲が低下しているなど、就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して支援プログラムを作成し、就労体験、地域活動への参加を促す居場所サロンを実施した(「心から」委託事業)。

また、市から委託を受けた社会福祉協議会やNPO法人が、地域に安心して過ごせる居場所を確保し、学習習慣の定着やコミュニケーション能力の形成を図るため、日向中学校校区、大王谷中学校校区において、こどもの居場所づくり事業を実施した。

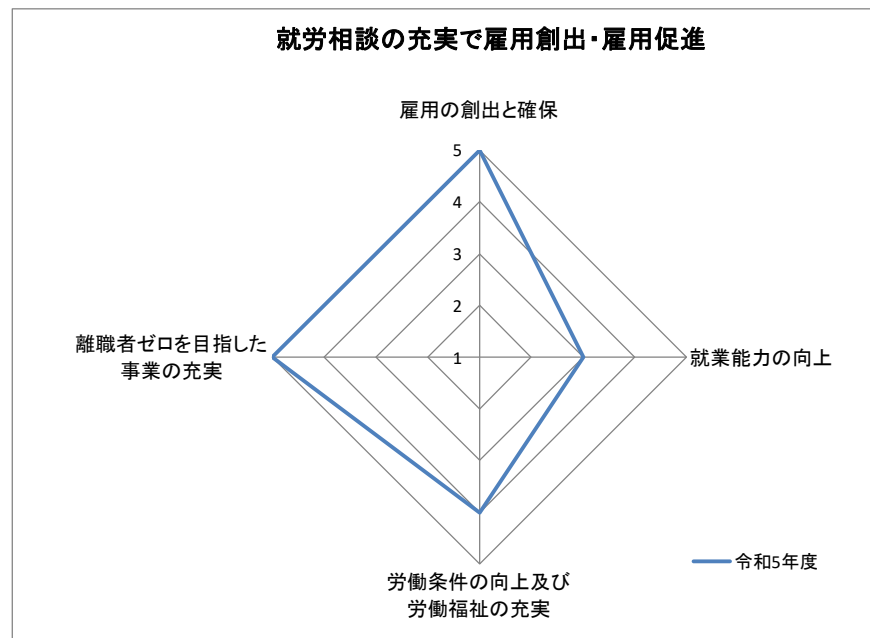
こども課では、日々関わり相談を受けている要保護児童、要支援児童世帯について、「心から」との連携を図っている。こどもの学習、生活支援事業、フードバンク日向の食料配達支援(寄附数1080品)、こども食堂実施団体の支援対象児童見守り強化事業につなぎ、連携した支援、見守り、交流に取り組んだ。

「こどもの貧困対策と子どもの日向(ひなた)づくり運動の推進」

「日向市くらし子育て応援ガイド」第2版の改訂版を令和6年2月に作成し、業務・支援における子育て世帯への配布を呼びかけるとともに、民間支援の取り組みについて周知を行った。フードライブについて広報ひゅうがの掲載等により周知を行い、食品・生活用品・学用品の寄附を市民・職員から受けて、こども食堂実施団体・フードバンク日向・日向市社会福祉協議会へ定期提供を行った。また、こども食堂実施2団体に委託して、食事の提供と見守りを目的とした支援対象児童等見守り強化事業を継続して実施した。

3(3)-⑤ 就労相談の充実で雇用創出・雇用促進

具体的施策	雇用の創出と確保	就業能力の向上	労働条件の向上及び労働福祉の充実	離職者ゼロを目指した事業の充実
総合評価	A	C	B	A
点数換算	5	3	4	5



近年、都市圏への集中で、建設分野や介護現場での人材不足が顕著であり、地元での人材確保と育成が急務となっている。その一方で、個人のライフスタイルに合った柔軟な仕事を求める人が増えていて、就職してもすぐに離職し、結果的に失業が発生するなど求職者側と求人側の意向が一致しない雇用のミスマッチが発生している。よって雇用の場の確保とあわせて雇用のミスマッチをなくし、就業しやすい環境を整えていけるよう啓発を行っていくことが必要である。

「雇用の創出と確保」

商工港湾課は、産業支援センターひむか-Bizのコーディネーターによる伴走型の支援により、売上アップ及び新規創業への支援を行い、売上がアップした事業者数 32社(者)、新規創業者数 31社(者)であった。

学校教育課は、職業講話としての「よのなか教室」を学校で開催し、市内で活躍されている方を講師に招いて、仕事内容や働きがい学ぶ機会を設けたほか、社会体験学習としての「14歳のよのなか挑戦」において、中学生が事業所等を訪問し、社会体験を行う機会を設けた。

「労働条件の向上及び労働福祉の充実」

商工港湾課は、男女共同参画やワークライフバランスの推進を行った企業に対し、日向市「社員が輝く！先進企業」に選定し認知した。福祉課では、障がい者の就労支援として農福連携に向けた会議等に参加し、関係機関と連携を図った。また、生活困窮者に対する自立相談支援事業、就労支援事業を行い就労支援を行った。

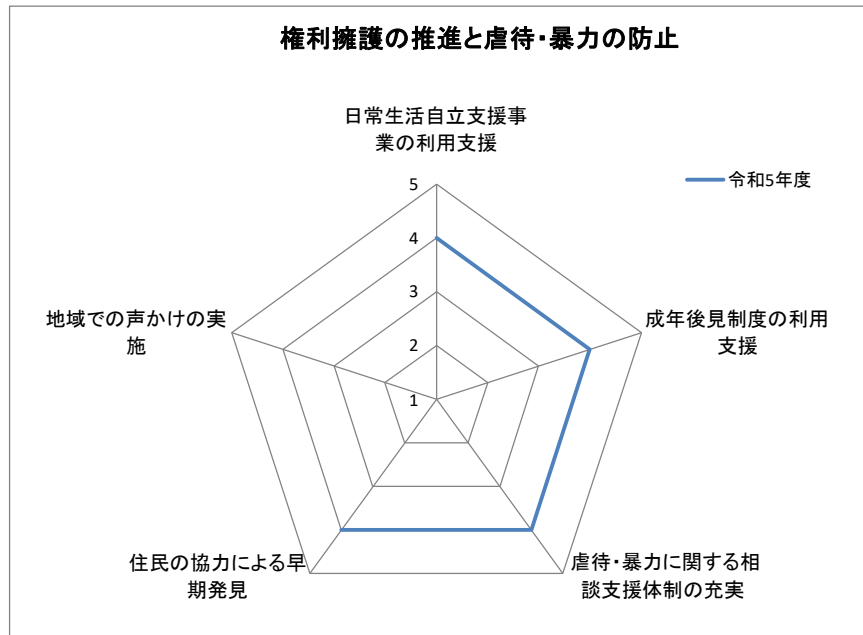
同じく社会福祉協議会においても、相談者が目標とする自立した生活を継続的に支援する伴走型支援を行った(令和5年度新規相談88件)。

「離職者ゼロを目指した事業の充実」

商工港湾課は、従事者不足が深刻な介護分野の人材を確保するため、福祉・介護の魅力発見セミナー、就職説明会を開催した。

3(3)-⑥ 権利擁護の推進と虐待・暴力の防止

具体的施策	日常生活自立支援事業の利用支援	成年後見制度の利用支援	虐待・暴力に関する相談支援体制の充実	住民の協力による早期発見	地域での声かけの実施
総合評価	B	B	B	B	—
点数換算	4	4	4	4	



「成年後見制度の利用支援」

高齢者あんしん課は社会福祉協議会と連携して、現在の利用者の支援に努めるとともに、利用者の状態に応じ成年後見制度への移行が必要な人については、手続きを進めるよう助言した。後見人等の報酬負担が困難な人に対しては、報酬費用の助成を行った(17件)。

福祉課においても、成年後見制度申請の支援、相談に応じた。(成年後見市長申立件数13件、報酬費用助成件数17件、後見等審判申立て手続き6件)

判断能力が不十分な要援護者の支援、成年後見制度の利用支援など、あまり知られていない制度を周知し、権利擁護の推進を図ることが重要である。また、虐待や家庭内暴力について、自宅など外部から見えにくい場所で発生することが多いため、日頃から関係機関や地域が関わり見守ることで、早めに相談機関へつなぐことが可能となる。

「日常生活自立支援事業の利用支援」

社会福祉協議会は、判断能力が不十分な要援護者に対し「日常生活自立支援事業」の利用を支援した。令和5年度実績として、支援人数47人、計1,040回の支援を行った。

「虐待・暴力に関する相談支援体制の充実」

高齢者あんしん課は、社会福祉士部会(年6回)のなかで、高齢者へのサービス提供の状況と併せて虐待案件の事例検討も行い支援体制の充実を図った。福祉課は日向市障がい者虐待防止連絡会を開催し、関係機関と連携を図った。

地域コミュニティ課は、DV防止啓発のため多数の事業を展開するが、地域コミュニティ課またはさんびあ相談室で令和5年度受付した相談件数は268件であった。

こども課は、令和5年3月に設置した「子ども家庭総合支援拠点ひなたの森」に子ども家庭支援員・虐待相談対応職員その他、家庭児童相談員、安全確認対応職員の専門職員を配置し、養護相談(養育不安・虐待)・育成相談・特定妊婦の支援等において、要保護児童対策地域協議会実務者会議中学校区部会を中核に、要保護児童等の世帯に対する個別支援を行った。児童相談件数は横ばい(448件)であったが、児童相談所からの面前DVケース等の送致が2年目に入り、児童虐待の新規相談受理件数は引き続き増加した。

「住民の協力による早期発見」

こどもで課は、児童福祉週間(5月)および児童虐待防止推進月間(11月)において市庁舎内における啓発コーナーの設置や、市広報紙への児童虐待防止の啓発記事の掲載、地域啓発活動「オレンジリボンたすきリレーinみやざき 2023」の実施等に取り組んだ。地域の早期発見が重要なことから、民生委員児童委員協議会地区会において要保護児童等への支援および児童虐待防止についての啓発の研修を実施するとともに、くらし・子育ての相談窓口や地域資源等を紹介した「くらし子育て応援ガイド」第2版改訂版を2月に発行した。

福祉課は、市内の障がい福祉サービス事業所に対し、障害者虐待防止に関する研修会を実施した。

地域コミュニティ課は、「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」として、広報ひゅうが11月号に女性に対する暴力に関する事例や相談先を載せた特集記事を掲載、またパネル展及び街頭啓発活動にて、相談先案内シールを貼付したグッズを配布するなど相談先周知に努めた。

社会福祉協議会では、自治区に対し、地域福祉部(部員)として、異変に気づいたら地域福祉部長や自治会関係者へつなぐ仕組み役割の説明を行った。

3(3)-⑦ みんなで守る地域医療

具体的施策	地域医療を守り支えるためのリーダー育成	住民への啓発活動
総合評価	B	B
点数換算	4	4

地域医療とは、病院や診療所などの医療機関での治療やケアだけでなく、住民の健康を地域全体で支える医療体制のこと。地域医療を守り支えるために、住民一人ひとりが疾病予防や健康維持に関心を持ち、適正受診を心がけ、限りある医療資源を大切にすることが重要である。

「地域医療を守り支えるためのリーダー養成」

健康増進課では地域医療についての市民リーダー養成や啓発を目的に活動している「日向市の地域医療を考える会」(会員:約20名)の活動を継続して支援した。

「住民への啓発活動」

健康増進課は、「日向市の地域医療考える会」との共催により、「日向東臼杵の産科医療体制を守ること」をテーマに地域医療講演会を開催した。参加者数～52人、Webログイン数～約20人(参加者実数は不明)

社会福祉協議会は、地域医療を広めるために日向市地域医療を考える会が作成した「あなたに伝えたいこと・ドリームブック」の周知を行った。

消防本部警防課は年間を通して救急法、普通救命講習を実施した。心肺蘇生や応急手当の方法、AEDの使用方法について、地域住民や企業などの各種団体に対し普及、啓発を実施した。

基本目標3における課題

・18歳未満については、乳児期、幼児期、児童・生徒期などそれぞれの成長過程において、関わる相談・支援体制の構築を進めているところであるが、こどもの不登校、ひきこもり、貧困、虐待、ヤングケアラーなど、多くの問題が絡み合い複雑化されている状況を解決するさらなる支援体制の形成が求められている。地域住民の気付きで、関係機関へつないでいくことができるよう地域の関係構築も望まれる。

・第3次計画終了時の総合評価において、評価を点数化したとき、高齢者福祉を中心とした「地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進」が最も点数が低いとされた。「地域包括ケアシステム」とは、各地域の住民が健康で質の高い生活を維持できることを目的に設計された制度であり、医療、福祉、介護等の専門職が連携し、それぞれの役割を果たして「多職種連携」を行うことで1人1人のニーズに応じたきめ細やかなケアが実現されるというもの。しかし地域包括支援センターをはじめとして、現在の介護現場では、慢性的な人材不足の状態が続いている。専門的な知識を持った人材確保があって初めて制度に対応できるものであり、市として「地域包括ケアシステム」を支えるすべての専門職の人材確保に関する施策が急務と思われる。

そして市は、「地域包括ケアシステム」を高齢者の枠だけに留めず、子どもや障がい児者、生活困窮者等の支援へと広げる「全世代型地域包括ケアシステム」を目指している。包括的な支援体制の整備のため、第4次計画のポイントとなっている「重層的支援体制整備事業」を活用していく。今後も、これまで各分野が個々に対応してきた困難なケースについて、この事業を活用し各専門機関が連携して解決に結びつけることができるよう努めていく。

日向市再犯防止推進計画(施策の展開)

全国的に再犯者率が増加を続ける中、「再犯の防止等の推進に関する法律」において地方公共団体に対し「地方再犯防止推進計画」の策定が努力義務とされている。本市においても本計画を策定することで、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、住民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すこととしている。

具体的施策	就労支援・居住支援	保健医療、福祉サービスの利用支援	非行防止と健全育成、修学の支援	広報・啓発活動の推進	国及び県、関係機関・団体等との連携強化
総合評価	B	A	A	B	A
点数換算	4	5	5	4	5

本市においては、日向地区保護司会と日向地区更正保護女性会が主体となり、更正保護活動と地域の理解促進に向けた取り組みを進めてきた。定期的な面接、更正を図るための指導や助言を行う保護観察、そして就労場所の確保に向けて「協力雇用主制度」への理解と登録の拡大に取り組む。また、学校での講話など様々な機会に啓発活動を行ってきたが、さらに地域住民の協力の必要性を周知している。それは、罪を犯した人等が立ち直りに多くの困難をかかえている状況を、身近に住む地域住民に知ってもらい、合わせて行政、関係機関が一丸となって、地域社会で孤立させない支援を行っていくことが重要であるからである。このたび、地域福祉計画と一体的な策定を行ったことで、これまでの取り組みを基礎とし、さらなる推進を図ることが期待される。以下が、令和5年度の取り組みである。

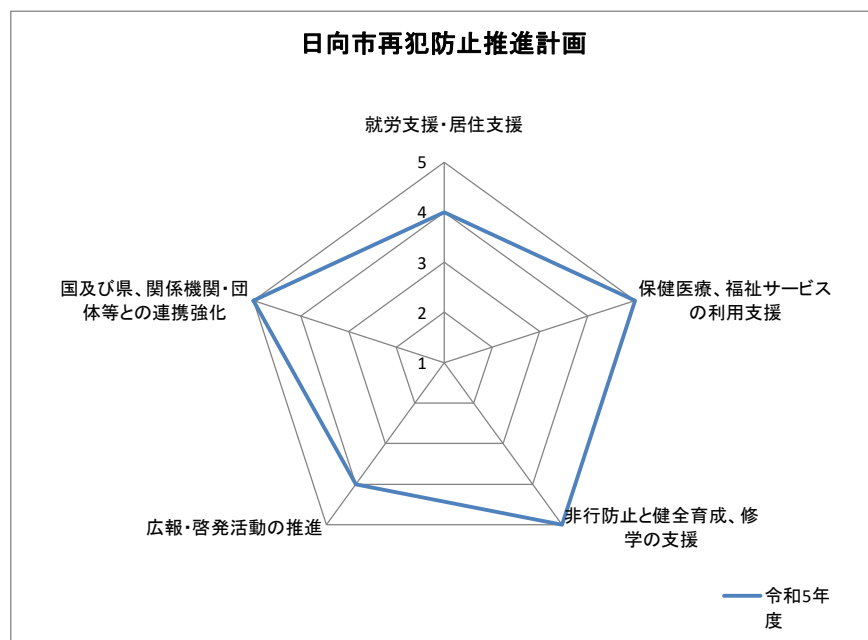
「就労支援・居住支援」

保護司会は、刑事施設を出て、立ち直ろうとする人がまず必要とするものは住む場所であり経済的な支援と考え、関係機関と協議を行い支援した。協力雇用主についても事業所の新規開拓などの啓発を行った。

建築住宅課は、居住支援協議会において、構成団体等と連携して、住宅確保要配慮者の住まいの確保や生活における困りごとの相談に対応し支援を行った。また、急遽住まいが必要となった相談者への一時的なシェルターを準備し支援を行った。

「保健医療、福祉サービスの利用支援」

保護司会は、刑事施設出所後、自立困難な人に対し、更生保護施設「みやざき青雲」の活用をはじめ保健医療サービス提供機関と協働しながら支援を行った。



「非行防止と健全育成、修学の支援」

保護司会は中学校3年生を対象に、日向地区保護司会、更生保護女性会、日向警察署の三者で定期的に日向、美郷、諸塚、椎葉地区の学校を回りその時々の犯罪に陥りやすい課題(今回はインターネットの危険性)について出前講座を行った。(中学校4校実施)
学校教育課は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、問題を抱えた児童生徒やその保護者から相談に応じ、環境改善に向けた支援を行った。

「広報、啓発活動の推進」

保護司会は、「第73回社会を明るくする運動」について7月を強調月間とし、総理大臣メッセージ市長伝達、懸垂幕設置、横断幕設置など啓発活動を行った。また市長を推進本部長として日向市社会を明るくする運動推進本部会を立ち上げ、関係機関にこの趣旨を理解と協力をお願いした。

市民課は、「第73回社会を明るくする運動」強調月間において、保護司会と協力の上、懸垂幕の掲揚、市民ホールにおける特設コーナーの設置、ポスターの掲示、チラシや啓発グッズの配布など啓発活動を実施した。

「国及び県、関係機関・団体等との連携強化」

保護司会は、国(宮崎保護観察所)と県、日向市、日向警察署とは定期的に連絡体制を構築しており、必要な情報を共有する体制を推進している。

市民課は第1回社会を明るくする運動日向市推進委員会、また第73回社会を明るくする運動宮崎県推進委員会(県主催)に出席し、関係機関との情報交換、連携強化を図った。